

令和 5 年

第 4 回西原村定例会会議録

令和 5 年 1 2 月 5 日

令和 5 年 1 2 月 8 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 5 年第 4 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 5 日	火	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
1 2 月 6 日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
1 2 月 7 日	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5名） ・議案審議 (承認第7号 ～議案第58号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・条例
1 2 月 8 日	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第59号 ～議案第70号) ・発議第7号 ・委員会報告 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続 調査申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例 ・一般 ・予算 議案

提出議案等

(令和5年12月5日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 承認第 7号 | 専決処分 ¹ の報告及び承認について「(専第7号) 令和5年度西原村一般会計補正予算(第5号) について」 |
| 議案第57号 | 西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第58号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第59号 | 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第60号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第61号 | 西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第62号 | 西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について |
| 議案第63号 | 西原村水道料金等審議会条例の制定について |
| 議案第64号 | 土地の取得についての議決事項の一部変更について |
| 議案第65号 | 令和5年度西原村一般会計補正予算(第6号) について |
| 議案第66号 | 令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について |
| 議案第67号 | 令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号) について |
| 議案第68号 | 令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について |
| 議案第69号 | 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) について |

議案第70号 令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

（令和5年12月7日提出）

（一般質問）

8番 上野正博君 2番 高本孝嗣君 7番 西口義充君 3番 小城保弘君
1番 尾崎幸穂君

（令和5年12月8日提出）

（議員提出議案）

発議第7号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（12月5日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（承認第7号～議案第70号）	5
日程第 5 休会の件について	15
散 会	15

第2号（12月7日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	18
出席議員氏名	19
事務局職員出席者	19
説明のため出席した者の職氏名	20
開 議	21
日程第 1 一般質問	21
（上野正博）	21
・村道林道の修復について	
・村道交差点の改善について	
（高本孝嗣）	25
・県行造林伐採について	
・学校給食費について	
（西口義充）	34
・公共施設の管理について	
・公共工事について	
（小城保弘）	41
・郷土芸能保存会について（お法使祭）（肥後神楽）	
・村内の有害鳥獣駆除について	
（尾崎幸穂）	46
・本村庁舎敷地内の喫煙所廃止について	

		・全庁を対象とした外部委託による業務量調査	
日程第 2	承認第 7号	専決処分の報告及び承認について 「(専第7号) 令和5年度西原村一 般会計補正予算(第5号)について」	… 5 5
日程第 3	議案第57号	西原村印鑑条例の一部を改正する条 例の制定について	… 5 7
日程第 4	議案第58号	西原村一般職の職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例の制定 について	… 5 9
散 会			6 1

第3号(12月8日)

議事日程第3号			6 3
応招議員氏名			6 5
出席議員氏名			6 6
事務局職員出席者			6 6
説明のため出席した者の職氏名			6 7
開 議			6 8
日程第 1	議案第59号	西原村手数料徴収条例の一部を改正 する条例の制定について	… 6 8
日程第 2	議案第60号	西原村国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の制定について	… 7 1
日程第 3	議案第61号	西原村工業用水道事業の設置等に関 する条例の一部を改正する条例の制 定について	… 7 2
日程第 4	議案第62号	西原村長等に対する給与の特例に関 する条例の制定について	… 7 6
日程第 5	議案第63号	西原村水道料金等審議会条例の制定 について	… 8 0
日程第 6	議案第64号	土地の取得についての議決事項の一 部変更について	… 8 4
日程第 7	議案第65号	令和5年度西原村一般会計補正予算 (第6号)について	… 8 9
日程第 8	議案第66号	令和5年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)について	… 1 0 5
日程第 9	議案第67号	令和5年度西原村介護保険特別会計 補正予算(第2号)について	… 1 0 6
日程第10	議案第68号	令和5年度西原村後期高齢者医療特	

		別会計補正予算（第2号）について …	108
日程第11	議案第69号	令和5年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算（第2号）につい て ……………	110
日程第12	議案第70号	令和5年度西原村工業用水道事業会 計補正予算（第2号）について ………	111
日程第13	発議第 7号	西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について ……………	114
日程第14		委員会報告について ……………	114
日程第15		組合議会報告について ……………	117
日程第16		委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について ……	119
閉 会		……………	120
署 名		……………	121

第 1 号 (1 2月 5日)

令和5年第4回西原村議会定例会会議録

令和5年12月5日、令和5年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年12月5日（火曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（承認第7号～議案第70号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和5年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、西口義充君、8番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、11月27日に行われました議会運営委員会で本日5日より8日までの4日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日5日より8日までの4日間とすることを決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

9月27日から29日にかけて、阿蘇市町村議会議長会主催の阿蘇市町村議長研修が京都府にて行われました。

10月12日に、南阿蘇村議会主催の高森町、西原村、南阿蘇村3町村議会議員交流会が南阿蘇村にて行われました。

11月1日から2日にかけて、阿蘇市町村議長会主催の正副議長、事務局長視察研修が福岡県にて行われました。

11月10日に、熊本県町村議長会主催の町村議会広報委員会研修会が熊本市にて行われました。

11月28日から29日にかけて、県関係国会議員の要望及び意見交換会と町村議会議長全国大会が東京都にて行われました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和5年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にあ

りがとうございます。

さて、今年1年を振り返ってみますと、2022年2月、ロシアがウクライナへ軍事侵攻を開始し、終わりが見えない状況が続く中、アフリカ、スーダンでの武力衝突、イスラエル・パレスチナ情勢、また近隣では、中国の軍事活動の拡大や活発化、北朝鮮によります相次ぐミサイル発射など、国際秩序が激変する中、世界経済の先行きが不透明となり、原油をはじめ様々な資源の高騰や円安などにより、その影響は、国内はもとより村民一人一人へも及んでいるところでございます。

このような状況下の中、日本政府は、低所得者や子育て世帯への給付をはじめ、物価高騰を受けた各種経済対策が講じられており、今後新たな給付措置の実施も検討されているということも新聞報道等で見受けられます。

西原村もこういった政府の緊急的な施策に対し、西原村の状況に沿った対応を柔軟かつ迅速に対応できるよう取り組んでまいります。

村内情勢につきましては、令和4年度決算におきまして、村税やふるさと納税等が増加し、自主財源が42%と前年度比プラス12ポイントと歳入においては改善が見られたものの、歳出におきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が全体の38%と年々増加する傾向となり、経常収支比率も88.4%と前年度比で3.3ポイント増加するなど、財政の硬直化が見受けられ、繰越金の影響を除いた単年度収支につきましては、2億6,611万円の赤字、さらに単年度収支から財政調整基金への積立を除きました実質単年度収支につきましても、1億8,776万円の赤字となっております。

特に公債費につきましては、熊本地震の影響より、高水準での支出が今後も続く見込みであり、財政状況は厳しさを増していくことが想定されます。

しかしながら、熊本地震で減少しました人口も、近年は震災前の水準に戻りつつあり、TSMCの進出や阿蘇くまもと空港ターミナルの完成など、本村を取り巻く環境も大きく変わり、さらなる飛躍が期待される中、このチャンスを見逃さず着実に村の発展へとつながるよう取り組むことが必要であると捉えております。

職員自ら、村政や財政状況を認識し、優先度により事業の取捨選択を行うなど、住民サービスが持続的、安定的に確保できるよう取り組んでまいります。

総務課におきましては、先般来、本村職員の不幸事が相次いだことを受けて、職員研修を充実するなど、資質向上、意識の高揚に努める各種研修を実施しているところでございます。二度とこのようなことがないように、さらに研さんに努めてまいります。

次に、現在、役場庁舎の改修調査業務を進めており、各課職員によりますプロジェクトチームを立ち上げ、協議を重ねているところでございますが、並行して、来庁されました住民ができるだけワンストップで用事を済ませる

ことができるよう、総合窓口を視野に入れ、来庁された方が便利になる、また、分かりやすくなることを念頭に検討を進めているところでございます。

消防関係につきましては、分団再編と併せて、消防・防災活動におけるLINEを用いたDX化を試験的に取り組み、消防団活動の負担軽減を図ってまいります。

次に、企画商工課の運動公園整備事業につきましては、全ての工事の発注を終えておりまして、年度末の竣工を目指し、順調に工事を進めているところでございます。国、県などの竣工に関する全ての手続きを終えた、来年4月には、復興祭を盛大に行えればと予定をしているところでございます。

住民票や各種証明書のコンビニ交付につきましては、来年2月1日より発行ができるよう、住民福祉課、税務課と連携をし準備を進めておりまして、また、肥後銀行ATMにつきましても来年3月より供用を始め、住民の皆様のさらなる利便性の向上に努めてまいります。

また、これからの西原村におけます環境変化による地域課題を共有し、幅広い分野で相互に協力し合い、未来に向けたグローバルな村づくりに寄与することを目的に、肥後銀行、日本郵便、東海大学との連携協定を締結させていただきました。今後は、それぞれの企業や学校の得意とする分野を共有、連携し、西原村の特色や今後の企業誘致などに向けた取組を推進してまいります。

鳥子地区の新工業団地整備につきましては、昨年度に詳細な測量設計が完了し、本年度、県へ開発行為の申請を行っているところでございます。また、事業用地につきましても、関係する地権者の方々のご協力により、全ての用地の仮契約を終えることができました。今後は、早期の工事着手、あわせまして、誘致企業の募集や選定を視野に入れ、準備を進めてまいります。

河原地区の宅地造成事業につきましても、3区画の工事が完了し、10月に小学生以下のお子さんがおられる家庭に限定し募集を行いましたところ、11月に2区画の契約を締結することができました。残り1区画につきましても、現在、既に募集を行っておりまして、今のところ何件か問合せがあつていようございます。うまくいきますならば、来年1月に全ての区画が埋まる予定でありまして、そうなれば次の候補地をまた選定し、この宅地造成事業を持続的に推進し、河原地区の少子化対策を進めて行ければというふうに思っています。

続きまして、ふるさと納税事業につきましては、まずもって全国から多くの方々にご寄附をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。令和5年度は、前年度の約3億7,000万円の寄附額を超えることができるよう、返礼品の新規開拓、またポータルサイトを3社から8社へ増やすなど、消費動向を的確に把握しながら実施をしているところでございます。11月末現在で、現在の納税額が約3億900万円ということで、

対前年比約200%となっており、これは一見、本年度は六、七億円いくんじやないかと思われませんが、10月からの返礼品ルール改定によりますます駆け込み需要もございます。今後、不透明なところもございます。少しでも寄附が増えるよう、出展者、職員、一丸となって取り組んでまいります。

続きまして、建設課におきましては、本年度7月の梅雨前線豪雨により、最近の豪雨では昭和63年以来となります甚大な被害となりました。公共土木施設災害は、道路32か所、河川9か所、農地等の災害は約200か所の被害となっておりまして、現在、建設課職員が一丸となり、土日、祝日、昼夜を問わず、早期の復旧を目指して取り組んでいるところでございます。

議員各位におかれましては、職員から住民さんや農家さんへの対応等でいろいろ相談することも多々あるかと思えます。その際には、ぜひご理解いただき、また、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

道路改良事業につきましては、役場堤下線、雀塚立野線、下新所下原3号線の工事を進めているところでございます。維持管理工事につきましても、村道の除草業務、老朽化した舗装の修繕、側溝の改修などを行いながら、各地区の要望などを考慮し、今後も円滑な維持管理に努めてまいります。

また、辺地対策事業債を活用しました対象地区の維持工事、測量設計も進めておりまして、主な維持工事としましては、秋田灰床線ののり面からの落石対策として落石防止網の設置工事、測量設計につきましては滝集落の一部道路改良計画に着手し、道路利用者の安全対策に取り組んでまいります。

県事業につきましては、県道堂園小森線道路改良事業、山西大津線歩道整備事業。また、大切畑ダム復旧工事につきましては、10月に定礎式の式典を終え、ダム本体の本格的な工事が始まりました。こちらにつきましても県と協力体制を取り、地元との調整役として積極的に支援し、事業の推進を図ってまいります。

産業課につきましては、国内の農業における最も深刻な課題であります高齢化、耕作放棄地及び若手農業者を中心とした担い手不足につきましても、本村におきましても同様であり、国の施策を活用しましたスマート農業の導入や農産物のブランド化を図ることで、持続可能な農業への契機になれるよう取り組む必要がございます。そのような中、本村の基幹作物であります甘藷、里芋は昨年引き続き好調であり、離農者を最小限にとどめることができたのではないかと想定をしているところでございます。

しかしながら、近年の原油や資材高騰は農業経営を逼迫しており、特に畜産業におきましては、輸入飼料に頼る部分も多く、依然として経費の軽減が図られていない状況ではないかと思えます。今後も政府の支援措置などを注視し、事業の活用を推進してまいります。

また、これまでJAの共販各部のみならず、新たな組織としまして、甘藷生産農家の市場出荷協議会を立ち上げ、品質向上に係る取組に対し、支援を

始めたところでございます。

現在、全国に広がっておりますサツマイモの基腐病は県内でも確認をされているところでございますが、本村におきましては、いまだ確認されておらず、村行政としましても引き続き注意喚起を促し、産地の維持継続に努めていきたいというふうに思っております。

水道課につきましては、小森水道との統合を見据え、協議や準備を進めているところでございます。現在の状況としましては、台帳や資産の調査をはじめ、公会計への移行の準備を進めており、併せて大切畑ダム復旧工事関連の保証として、小森水道組合の新たな水資源確保に取り組んでいるところでございますが、組合側も一日も早く統合したいという意向もでございます。組合や大切畑ダム復興事務所と協議を重ね、迅速な事業統合を目指してまいります。

簡易水道事業につきましては、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図り、持続可能な事業運営を行っていくために、地方公営企業法を適用し、公営企業会計への移行に取り組んでまいります。

また、工業用水道事業につきましては、企業からの契約水量の増水要望や新規工業団地への新たな水需要に対応するため、新たな水源地の整備に取り組み、工業用水の安定的な供給に努めてまいります。

教育委員会の学校教育につきましては、ICTの取組としまして、全児童生徒に貸与しておりますタブレットを活用した授業づくりを推進すると同時に、英語力向上の取組としまして、英検の受験補助を実施しているところでございます。

また、最近注目をされておりますAI学習ソフトにつきましても、早急に調査を行い、積極的に試験導入を検討しなければならない案件であると考えております。

社会体育につきましては、従来の体育行事の復活はもとより、住民の運動機会の創出や次年度設立を目指しております総合型地域スポーツクラブ「カラスポ」におきましても、さらなる活動の活発化を目指し、様々なコミュニティの場を提供できるよう取り組んでまいります。

税務課におきましては、令和6年度固定資産税評価替えに向け、村内宅地の現況に合わせた標準宅地の見直しを行い、適正な評価、課税に取り組んでいるところでございます。

また、収納率アップと納税しやすい環境整備のため、今年度より、固定資産税と軽自動車税につきましては地方税共通納税システムを利用し、スマートフォンなどを使い納付書に印刷されました地方税統一QRコードを読み取ることで、全国の金融機関やクレジットカードでの納税が可能となりました。

今後も引き続き、国の施策と併せて、対象税目のさらなる拡大やコンビニ納付、またスマホ決済など、関係各課と連携を強化し、納付方法の多様化と

利便性の向上に取り組んでまいります。

保健衛生課につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に季節性インフルエンザ等と同等の5類相当へと引き下げられ、基本的な感染防止対策の徹底が自主的な感染対策へと変わり、人的交流も再開され、コロナ禍以前の生活へと戻りつつあります。このような中、新型コロナワクチン接種は、これまで同様、重症化予防の観点から、接種を希望される方への接種体制確保に努めてまいりました。引き続き、接種体制の整備及び周知啓発に努めてまいります。

保健予防事業につきましては、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に、適切な健康診断の実施や受診勧奨により受診率の向上に努め、個別訪問など予防的介入を行い、食生活の改善や運動習慣の定着などに取り組み、全世代を通じた生活習慣病の重症化予防に努めてまいります。

また、母子保健事業につきましては、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行い、妊婦健診、乳幼児健診、個別面談などを実施し、出産・子育て応援交付金の支給に併せて相談支援拡充を図りながら、将来を担う子どもたちの育ちを支援してまいります。

住民福祉課におきましては、マイナンバーの交付率が10月末で71.8%ということで県平均を大きく下回っており、交付率向上に向け、令和6年2月1日より証明書のコンビニ交付サービスを導入し、住民の皆様がマイナンバーカードについて申請及び利便性を実感できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、エネルギー・食品等価格高騰により負担増が続く中、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯へ支援給付金として3万円の給付を実施しました。また、低所得の子育て世帯に対しましても、対象児童1人当たり5万円の給付を基本的にはプッシュ型で実施しているところでございます。

先般、地域福祉計画の策定に当たり、住民アンケートを実施しておりますが、その中で西原村の暮らしにくい点ということで、「公共交通機関が少ない」が実に64.9%、次いで「買物がしにくい」が60.1%という結果が出ております。

まず、公共交通機関の施策につきましては、総合運動公園から阿蘇くまもと空港、または大津駅までの直行便を運営できないかと、県や関係機関へ問合せを行っているところでございます。また、阿蘇くまもと空港から熊本市内方面へのリムジンバスにつきましては、定期券が発行されていないということで、これも、先ほど申しました早期の試験運行と併せて関係機関へ要望を行い、実現に向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、買物がしにくい点に関しましては、これはいわゆる商業施設または量販店を誘致してほしいということであるというふうに感じております。こ

の件に関しましては、幾つかの店舗に誘致活動を展開しておりまして、興味を示されているところも数社ございます。その中で、今後、JRの肥後大津駅から阿蘇くまもと空港までの鉄道整備や村内の今後の宅地開発状況、また、新工業団地への立地見込みなども、今後、商業施設を検討する上で大きな要因になるということをおっしゃっております。

アンケート項目にございました西原村の暮らしにくい点、交通の利便性の向上、また、商業施設の誘致など、少しでも住民の皆さんの不便さを減らすことができるよう関係各課一丸となり、来年以降、全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力、そして、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

12月を迎え、本格的な寒さがやってきました。議員の皆様もくれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げますとともに、村民の皆様にはまだまだ多難の時ではございますが、明るい展望を期待し、共に力を合わせ、新しい年を迎えられることを心よりお祈り申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「(専第7号)令和5年度西原村一般会計補正予算(第5号)」につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,839万6,000円と定めるものでございます。

令和5年11月10日に風の里キャンプ場の貯水槽へ送水するためのポンプが故障し、キャンプ場において水が利用できない状況となり、当日及び翌日におきましても宿泊客がおられ、修繕工事を早期に施工するため予算補正が急遽必要でございまして、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第57号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本件は、個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等で住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスの導入に伴い、印鑑登録証明書の申請交付を受け付けることができる規定を定める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第58号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給与月額、期末手当等の改定を行う必要がございますので、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第59号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスの導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第60号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第61号、西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本村の中央簡易水道事業におきまして、令和6年4月から地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計へ移行することに伴い、関係する条例の規定を整備する必要がある場合がございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第62号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、職員の事務処理の失念に伴い、村長の給料月額を減額する、西原村長等に対する給与の特例に関する条例を新たに制定させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第63号、西原村水道料金等審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本村中央簡易水道事業の円滑な運営を図るための審議を行う附属機関として、新たに審議会を設置するために、本条例を制定する必要があります。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第64号、土地の取得についての議決事項の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、鳥子地区新工業団地造成事業用地として、令和5年第3回西原村議会定例会において議決いただきました土地の取得の議決事項について、新たに地権者から土地売買仮契約をいただいたことにより、議決事項の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によ

り、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第65号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,850万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,689万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、総務費国庫補助金1億941万円の増額補正、災害復旧費県補助金4,181万8,000円の増額補正、基金繰入金1億1,010万7,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の企画費4,966万6,000円の増額補正、民生費の社会福祉総務費6,554万5,000円の増額補正、商工費の商工業振興費6,575万2,000円の増額補正、災害復旧費の農地等災害復旧事業費4,050万円の増額補正及び各費目の人件費において、職員の給料月額、期末手当等の改定を行っております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第66号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,077万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金7万7,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費1,354万円の増額補正、諸支出金73万1,000円の増額補正、予備費1,419万4,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明を申し上げます。

議案第67号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ歳入歳出9億4,858万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金281万2,000円の増額補正、支払基金交付金16万3,000円の増額補正、繰入金145万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費118万7,000円の減額補正、保険給付費632万7,000円の増額補正、諸支出金2,666万9,000円の増額補正、予備費2,738万4,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第68号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,098万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金38万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金37万9,000円の増額補正、保険事業費4万円の増額補正、予備費4万1,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第69号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,296万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額や期末、勤勉手当等の改定及び営業外費用の増額補正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第70号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額のうち支出について、営業費用を11万1,000円の増額補正、予備費を11万1,000円の減額補正でございます。

主な内容を申し上げますと、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額や期末、勤勉手当等の改定を行うものでございます。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について、資本的収入は企業債4,500万円の増額補正、資本的支出には建設改良費5,031万7,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会への提案は、承認1件、議案14件、以上、合計15件でございます。

議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞ議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）村長の提案理由につきまして訂正がありますので、願いいいたします。

○村長（吉井 誠君）すいません、訂正をお願いいたします。

まず、冒頭の建設課の災害復旧箇所につきまして、公共施設災害は道路23件が正解でございます。32件と申しておりました。「23か所」が正解でございます。

続きまして、議案第57号につきまして、詳細につきましては住民課長よりご説明いたしますというふうに申し上げておりましたけれども、正確には「住民福祉課長」よりご説明いたしますというふうに訂正をさせていただきます。

それから、議案第68号、後期高齢のところなんですけれども、主な内容としまして繰入金38万円の増額補正でございますというふうに申し上げておりましたが、正解は「減額補正」ということで訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日6日は、本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日6日は、本議会を休会いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は7日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前10時44分 散会

第 2 号 (1 2 月 7 日)

令和5年第4回西原村議会定例会会議録

令和5年12月7日、令和5年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年12月7日（木曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」
- 日程第 3 議案第57号 西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第58号 西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、11月27日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、8番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（8番議員 上野正博君 登壇 質問）

○8番議員（上野正博君）おはようございます。8番議員、上野です。

通告した件について質問します。

1、村道林道の修復について。

布田地区と日向・多々良地区が管理している山林原野への医王寺から小川原までの村道124号線と小川原から原野までの林道が、7月の豪雨による災害で早急な復旧工事が必要である。9月議会において説明は受けましたが、その後の進捗状況についてはどうなっているのかお聞きします。西原村は、本年7月の豪雨により、甚大な被害を受けました。特に河原地区においては木山川流域の被害が大きく、医王寺から小川原までの村道、小川原から原野までの林道、牧野道路の災害状況写真を見せてもらったが、道路の路肩が半分川に落ちたり、林道では土砂の堆積とコンクリートが剥げ落ちて、大変な状態になっておりました。

これで果たして来年の山焼きまで復旧できるのかと、そう思いまして、9月の定例会で復旧はどうするのかと質問いたしました。答弁では、九州森林管理局と西原村で災害協定を結んでおり、川沿いの区間は森林管理署のほうで復旧を行うが、林道、牧野道については国の事業活用ができないので、補正予算で対応するとのことでした。

では、県はこの復旧工事をいつから始めるのか。また、工事中は通行止めになると思うが、迂回路はあるのでしょうか。宮山から山林を下ったところに急な下り坂の迂回路はありますけれども、そのほかにスムーズに通れるような迂回路はあるのか、災害後の状況説明をお伺いします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

上野議員よりご説明がございました医王寺から小川原までの村道、また、小川原から先の林道の復旧状況についてお答えいたします。

まず、村道につきましては、林道と共有する部分について、平成28年2月に議員からお話ございましたように、熊本森林管理署と西原村で災害協定を結んでおります。この協定に基づき森林管理署にて、現在災害復旧事業を進めているところでございます。この未完了の村道部分についての詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

続きまして、木山川を渡り、小川原から先の林道部分につきましては、産業課にて補修工事を発注し、既に完了しているところでございます。この小川原から原野までの林道部につきましては、産業課長よりご説明いたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）私のほうから、村道部の進捗状況についてご説明いたします。

医王寺から小川原までの村道医王寺大野線については、現在も一部路肩が崩落し、通行ができない状況となっております。森林管理署に状況を確認しましたところ、測量設計は完了し、国に復旧事業の承認待ちと聞いております。承認後、工事発注となるため、年度内に発注し、令和6年度に繰越しとなるということです。例年、原野火入れの際は、布田地区、日向・多々良地区はこの道を利用されますが、来年3月までの復旧は工程的に非常に厳しい状況となっております。このため、大変ご迷惑をおかけしますが、来年3月の火入れの際は、別ルートで山に登っていただきますようお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）続きまして、上野議員お尋ねの小川原から原野までの林道部の復旧の詳細についてご説明いたします。

この林道につきましては、9月の補正でご承認いただきました工事費により、崩落土砂の撤去や砕石の補充等を行い、各集落の防火線設置前までに、復旧を完了したところでございます。心配しておりました大きな土砂崩落があり通行不能となっていた箇所につきましても、崩落土砂を撤去したところ、舗装面は無事であり、土砂撤去のみで通行可能となりました。これにより、関係集落のほうも防火線設置を完了されたとお聞きいたしております。

原野火入れにつきましては、医王寺から小川原までの村道復旧は、先ほど建設課長からも説明がありましたように、原野火入れに間に合いませんので、路肩崩落事故の危険性、二次被害防止の観点より、医王寺から小川原間の村道は利用せずに、防火線設置の際に通行していただいた宮山井出の元（宮山ため池）のほうに行くルートを通して、本年は原野火入れを行っていただくよう考えております。説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○8番議員（上野正博君）今の説明で山焼きができそうで安心しました。迂回路としては私も通ったことはないけれども、井出の元のところから上までルートがあるらしいですけれども、宮山の上のほう、山林からのほうはやっぱり急で、なかなか草が生い茂っているから通りにくいと思いますけれども、そのルートがあれば安心であります。私も現場を確認したくて、一応イワヤから登って見たんです。そしてイワヤから登って見ましたけれども、途中で豪雨による流水で道路に深い溝ができておりまして、あそこはもう全然通れなかったため、医王寺のほうから登って見ました。そしたら、やっぱり2か所道路の崩落がありまして、軽トラックがやっと通れるような状況でした。小川原の河川の中の道はもう流されておりました通れないから、そこで車を置いて、林道、牧野道のほうに行こうと思ひまして歩いていきましたけれども、イノシシと遭遇いたしまして、もう退散してきましたので、現場の確認はしておりませんため、今日の質問となりました。

この林道は、布田と日向、多々良で村からの原材料支給で補修したばかりです。この小川原の中の河川は県の管理にあります。もう少し小川原の中の道を、頑丈な道路を造ってもらえないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）小川原の河川横断部の復旧につきましては、先ほど建設課長からの説明がありましたように、令和6年度に村道部分が復旧されるということをお聞きしております。村道部分が復旧される時期に合わせて復旧できるならばと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○8番議員（上野正博君）今の質問を聞きまして、県のほうで、ある程度そのほうにも力を入れてくれるということだと思います、理解しましたので。

西原村は、市内や空港に近く利便性があり恵まれた地域で、ほどよい田舎であります。山焼きを行うことによって、春夏は緑色の草原となり、秋冬は銀色に染まるススキで自然景観を豊かにしてくれます。最近では、本村の原野に村外からハイキングや登山、そしてキャンプや山菜取りなど、多くの方が訪れます。そのためには、原野・牧野道路の整備が必要であり、早めの対応をしっかりとお願いしたいということです。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）先ほど、県のほうで河川用の管理道路を対応するという認識をされていたんですけれども、基本的には、河川構造物に道路はなかなか難しいということで、地元がやっぱり自発的にやってもらうような、最終的には形になるんじゃないかと思っています。幾つか、そういう川を渡っていかなければ、田んぼや畑、または山林に行けない河川の中の道路があるん

ですけれども、それに関しましては、何らか役場のほうから原材料支給等をして、河川用の道路を造ってもらうような形になるかというふうに思っております。そのためには、関係各課一丸となって、造り方とかそういう材料支給等にも支援をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○8番議員（上野正博君）分かりました。

次の質問にいきます。

村道の交差点の改善について。

村道30号線と212号線が交わるみどりの館前の交差点での交通事故が多発しています。安全な交差点への改善策はないかということですが、最近では、みどりの館前交差点での事故が多く、原因は、見通しの悪い交差点であり、これまで6年間で11件の事故が起きております。昨年4件と今年既に3件、大きな事故もあっております。ほとんどが出会い頭の事故であり、東西からの道路が直線であり、交差点に向かって下り坂になっております。スピードも出やすいために、交差点の確認が遅れてしまいます。しかも、南北から来る車も、高い土手と建物で見えづらい状況にあります。対策としては、点滅信号や四面一時停止も考えられますが、ちょっとそれは難しいようです。そうすると、南側の道路の高い土手を地権者をお願いして削り取るか、東西道路には交差点注意の標識はありますが、ほとんどもう消えかかっております、見えません。東のほうは全く見えません。もっと目立つような標識を書いてもらいたい。そして、交差点ありの看板を立てて、ドライバーの注意を促すのも方法の一つではないかと思いますが、ほかに策があればお尋ねします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）次に、交差点の改良ということでございますが、ご質問の箇所は、村民グラウンド前の村道小森西原社司原線とみどりの館前から高遊方面へ抜ける村道堀切高遊線の交差点のことと思います。ご質問のとおり、みどりの館側からは一時停止となっておりますが、交差点に進入する際に右方向の見通しが悪く、過去に事故も多数起きております。このため、一部見通しの悪い箇所の隅切り等の検討ができればというふうに考えているところでございます。

あわせまして、村民グラウンドから益城方面へ向かう車に対し、交差点があることを認識させる対策も検討できればというふうに思っております。また、交差点に既に設置していますカーブミラーの規格を見直すなど、できる限りの対策を行い、事故防止に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○8番議員（上野正博君）この道路は散歩される方も多く、介護施設も近くにあります。周辺は住宅地もあります。村民グラウンドで大会やイベント開催

時は車の通行が多く、また、行楽シーズンになれば、堂園小森線が渋滞化します。そうなれば、この道路の通行がますます増えます。そして、まして健軍から益城まで4車線が開通すれば、なおさら増えるのではないかと予想されます。早急に取りかかってもらえるのか、再度お伺いします。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） この村道につきましては、先ほど申されましたように益城町の4車線化、それに併せて益城から空港方面へまた道路の拡充を益城町のほうでしていただいております。これから先の西原村を考えまして、小森西原社司原線を全体的に今後広げたほうがいいのかも含めまして、今後皆さんと一緒に検討していかなければならない村道であるというふうに認識しております。

みどりの館の前の交差点につきましては、直角ではなく、少し斜めの交差点となっておりますので、その交差点を改修するに当たっては、結構大規模な交差点改良——測量、設計、工事を含めて——になるんじゃないかというふうに予測をしております。その前に、やはり小森西原社司原線を今後どういった形で広げるのか、そのまましておくのか、今後の西原村を見ていく上で重要な路線というふうに私自身位置づけておりますので、皆さんと相談しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、早急に改修というのは、一旦一時的な改善策をさせていただいて、継続して皆さんとお話しができればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君） 続けてください。

○8番議員（上野正博君） 今、村長も言われていましたとおり、グラウンド通りと言いますけれども、あの線は将来の西原村の幹線道路になりつつあると私は思います。道路を拡幅するのか、交差点を早めにするのか、それはもう村のやり方にお任せしますが、本村は人口増加の傾向にあり、安全で住みよい西原村を目指すには、ぜひこの対策が必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君） 受領番号2番、2番議員、高本孝嗣君、件数2件、発言を許します。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 質問）

○2番議員（高本孝嗣君） 受領番号2番、高本です。よろしくお願ひいたします。

通告書のとおり、2点のご質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1件目につきましてご質問させていただきます。

現在、西原村では、県行造林だったり官行造林、いろんな山林があるわけですがけれども、鳥子地区においても県行造林、市の造林あたりが植林されております。その中で、今回、県行造林の伐採についてお尋ねしたいと思っております。

鳥子地区内においては、入会権が県行造林の伐採が数年内に行われる予定であるということで、涵養保安林として植林されている伐採であります。当然ながら伐採後においては、植栽増が必要となります。鳥子地区内においては県行造林が数年以内に行われる予定であり、保安林としては植栽が必要でありますので、村は山西、河原合併後、戦後間もない状態で熊本県と造林契約を提携し、50年以上たっております。

熊本県と産業課より、本年度、鳥子地区内において伐採説明会が行われました。当然、鳥子地区でありますので、鳥子地区内の入会権のところであるということで、場所としては、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、以前、俵山観測の百葉箱を置いていたところの南側の位置に属します約20haでございます。現在、野焼きと隣接しているところでございます。地元では、伐採されていることについて何ら問題はないんですけれども、保安林ということでございまして、伐採後2年以内には植林が必要となります。植林については、入会権者である鳥子地区の植林をする務めがございまして、ご存じのように、鳥子地区内の世帯数も減り、高齢世帯が多い、そのような地区で植林、育成等が区役で重荷になっていくのを、ちょっと不安を感じているところでございます。

そのような状況の中で、ご質問させていただきます。

まず、保安林の入会権の放棄が可能かどうかであります。保安林は、普通の山林と違って、個人で所有されている保安林ならば、メリットとして固定資産税等の免税等が受けられます。入会地の入会権者にとっては何のメリットも見えませんが、それどころか、伐採後の植林が義務化されて課せられ、地区の負担となりますので、入会地の保安林箇所の入会権を解除することはできないのかというような質問です。

また、伐採時の木材の搬出等の作業用道路の維持管理についてでございますけれども、今、既存の道路、コンクリート道路があるわけですが、これは風力発電の管理用道路で造られたもので、ここ数年の風車の建て替えで頻繁に大型車が往来を行っております。そんな中、保安林の伐採を行う木材の搬出も、その道路を使う予定であるということを伺っております。道路の維持管理については、現在、村で行っていただいておりますけれども、今後、木材等の搬出で補修、補強等が必要になってくるのではないかとこのように思っておりますので、そのようなときに、また、保安林内に今度新しい道路を木材搬出用として造るのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、ここら辺の維持管理体制も伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）高本議員よりご質問がございました鳥子地区県行造林の

件について、まずご説明をさせていただきます。

この鳥子地区の県行造林につきましては、昭和28年1月に、鳥子、西原村、熊本県の3者にて県行造林契約を締結しておりまして、当初の契約期間においては50年となっております。契約満了となります平成15年時の生育状況は、立木の育ちがあまりよくないということから、平成15年に10年の契約延長を結んでおりまして、令和5年3月をもって契約期間が満了となっているところでございます。分収の割合としましては、熊本県が6、西原村が4となっております。その4を村85、鳥子15の分収となっております。

保安林の入会権の放棄につきましては、後で法的根拠につきまして産業課長より説明いたしますが、入会権の放棄につきましては、以前、小森原野組合が萌の里前の馬頭山駐車場近辺を整備する際に放棄された前例があるということをお聞きしておりますが、このときは公共の用に供するもので、村側から申し入れた事案でございまして、土地所有者であります村との十分な協議がなされた結果であるというふうに思っております。

一方で、入会権を全て放棄するのか、または、ゴルフ場等借地料が発生する箇所は入会権を主張し、収入がないところは入会権を放棄するといった発想をお持ちの方もおられるのではと想定されますが、現実的には、入会権を放棄するという事は、土地の放棄ではなく、入会権の権利そのものを放棄することであると付け加えさせていただきます。公共の用に供するものと、ただ単に放棄することを同じ土台で案件として考えていくことは非常に困難であると個人的には感じておりまして、保安林のみの入会権の放棄につきましては、基本的にはできないのではというふうに思っております。

作業道の維持管理等の詳細につきましては、産業課長よりご説明をいたします。以上です。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）お尋ねの入会権の放棄に関しましてご説明させていただきます。

保安林地一部だけの入会権としてではなくて、全体の入会権の放棄についてご説明させていただきます。

入会権の放棄につきましては、集落などが主として山林原野において土地を総有などし、伐木、採草などの共同利用を行う慣習的な物件であり、民法においては地方の慣習によるとしてあり、法的根拠を慣習に求められております。よって、入会権の有無もしくはその法的性質については、その集団に関する地方の慣習の検討を持たなければならないこととなります。つまり、民法が規定し、その法的根拠とする入会権については、入会慣習が全てであり、慣習の有無や権利の内容等は、その入会慣習の在り方によって規定されることとなります。一般的に入会権は、村落共同体の共同所有地であり、その権利の性質は総有であることとされていることから、解体もしくは解散に

は村落共同体全員一致の賛成、全員一致の原則を得なければならないのが原則であります。手続上、権利者全員の一一致の賛成がなければ、解散、放棄できないこととなると解釈されます。よって、鳥子地区の入会権の放棄は、鳥子区民全員の同意が必要になると考えられるため、鳥子地区の入会地放棄には、それなりの時間と協議が必要になると思われます。

伐採時の作業道の維持管理につきましては、風力発電事業者が施設管理用として利用しています既設道路及び入会地内の新設計画道路の維持管理体制につきまして、熊本県より伐採時期とか期間、作業道の計画などにつきまして、まだ詳細な情報がございませんので、情報が届き次第、地元及び風力発電施設管理者に情報提供及び報告をさせていただき、協議をさせていただければと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）ただいまの入会権の放棄については、当然ながら先ほど村長からお話ありましたように、ゴルフ場の近辺をわざわざ解除することはないというふうに解釈しております。一部解除ができないならば、鳥子としてはもう全部を見守るしかないかなというふうに考えておりますし、また、課長のほうから説明がありましたように、全員の同意が必要ということになれば、まずもって今の状況の中では、なかなか厳しいのではないかなというふうに思っております。諦めざるを得ないかなというふうに思っております。

道路の管理については、やはり風車ができるときに地元と協力しながらあの道路を造っていただいたわけですが、いざ管理となれば、村が行っていただいております。当然、管理維持については、地元の区長さん方が道路の両脇の草刈りを毎年行われておりますので、その辺もあわせるところで、今後、新しい道または補修、改修などがもしあるならば、地元の区長さん方にもきちっとした説明をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、2番目の質問においてでございますけれども、鳥子地区の住民が、当然ながら高齢化と地震による影響により、住民の世帯数が非常に減っております。保安林の植栽が厳しい状況と思われれます。当村としては本年植栽については地域への援助計画等を村に当然ながらお願いすると思っておりますけれども、村としてはその辺の体制をどのように考えておられるのか。何せ終戦後間もない合併前に植林されたやつを、20haでありますけれども、地元の方々はそのときには意気揚々として頑張っていたんだらうと思っておりますけれども、今となれば、やはり高齢化で非常に少なくなっておる世帯でございます。私が住んでいます古閑地区辺りは、終戦後は45軒あったんですけれども、今現在は15軒ほどで3分の1に減っております。そのようなことを考えれば、やはり地元の重荷になるんじゃないかというふうに思っておりますので、地域の援助をどういうふうに考えておられるのか、よろしく

お願いいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）高本議員の2番目のご質問にお答えいたします。

今回、鳥子地区の高齢化は、村に限られたことではなく、全国的な問題であると認識しております。今回、鳥子地区の入会地にある保安林地内の県行造林において、立ち木の標準伐齢期を迎え、県との分収契約期間満了により、今後数年後に全伐する旨の説明がありまして、そのことに関してのご質問であると思いますが、昨年7月と9月の2回に分けて、村と県において鳥子地区民に対して、保安林地内にある県行造林の全伐を行うという旨の説明会が行われておりますが、その際に、今の県行造林の面積は約20ha、保安林を全伐する際は、森林法に定めてありますように一度に伐採できる面積は10haを限度とされているため、全体の半分を全伐後、その部分に再造林を行い、その後、残りの10haを全伐し、再造林を行うこととなります。

また、伐採後の再造林につきましては、2年以内と森林法によって規定されており、県行造林としての再造林は行わないということですので、再造林については、入会権者の鳥子地区が行うこととなります。よって、鳥子地区の保安林の再造林については、完了するのにおおよそ数年、最長で令和12年度ぐらいまでかかると予想しているところでございます。再造林を行う際は、現在植林されているヒノキを再造林した事業費及び比較的安価な苗木であるクヌギを再造林する場合の事業費を説明会にてお知らせしているところでございますが、事業費については令和4年度現在で算定しており、今後、事業着手となる際には、再度正式な事業費を算定する必要があると考えております。また、その際には、国や県の補助事業であります森林環境保全整備事業を活用し、地元の負担軽減となるように、入会住民と共同で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）地元の負担、また村の負担によって植栽されるということでありまして、先ほど入会権者の負担割合ですか、普通の入会権の賃貸による分収割合は村が4で、地元が6ということですがけれども、この造林については、造林で条例あたりが作成されておまして、その都度違うわけですがけれども、村が通常的には6、地元が4。県行造林、官行造林あたりは、またそれぞれ9対1ぐらいで、村のほう負担が多くなっております。そのようなことを鑑みますならば、もしよろしければ、そういった植林のときにも村のほうの割合が高くなるような設定になっておりますので、その辺も考えたところでしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、3番目の質問をさせていただきます。

植林が終わりますと、やっぱり四、五年先は下草刈りだったり、いろんな

管理をしていくわけですが、その辺の維持管理もありますけれども、一番地元に対して皆さん方の苦になるのが、野焼きのときに、先ほども申し上げましたが、隣接しておりますので、今までは県行造林で県がずっと今も切っておりますけれども、今後は、県行造林で行わないということになりますと、地元が行うということになります。負担割合は何対何で村のほうが多いんですけれども、防火線を切るのには地元が全部今切っているわけですが、その辺の負担割合を今後どのように考えておられるのかも質問したいと思います。最後の質問でございます。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）3番目のご質問にお答えいたします。

県行造林の全伐後に鳥子地区が再造林を行った後は、隣接地原野が火入れを行っている場所となっており、鳥子地区にて防火線を設置してもらうこととなると思います。防火線の設置につきましては、基本的には入会権者に設置していただいているところでございます。防火線切りの費用負担につきましては、以前は、森林開発公団、現在の森林整備センターの防火線設置の平米単価の5割を補助しておりましたけれども、高齢化や参加人数の減少により集落の負担が増加していることを考慮し、令和3年度より平米単価の8割を交付することとしたところでございます。この補助金を活用していただき、防火線を設置する全延長を外部委託するまでには至らないかもしれませんが、急傾斜地などの自分たちでは設置が困難な一部分だけでも外部に委託できるようにすることで、集落の負担を少しでも軽減できればと考えております。鳥子地区におきましても、新たに再造林した箇所新たな防火線を設置することになることと思いますけれども、地元負担が軽減できるよう、ご質問の増える部分に関しましては、防火線設置面積に応じて追加の交付ができると考えておりますので、設置補助金内での委託を検討していただければと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○2番議員（高本孝嗣君）当然、植林までは保安林ということで、地元としては諦めざるを得ないかなと。諦めるというか、当然ながら義務化ということでございますけれども、防火線については、野焼きしないところならいいんですけれども、野焼きをする隣接ということでございますので、ましてや今まで野焼きをしているところをそこはやめるということにはなりませんので、その辺を含んだところで、新たに地元の防火帯が増えるということでございますので、その辺も考慮していただいて、村の負担をできるだけ出していただいて、地元負担が軽減されるように今後ともよろしく願いいたします。以上、県行造林の伐採については、これで終わりたいと思います。

続きまして、学校給食費についてでございます。

近年、物価高騰などにより、各家庭の食費等も増加状況になっております。

学校給食費の増加も当然ながらあると思います。まず最初に、給食単価及び保護者負担について、近年の状況と今後の見通しはどのように予想とかかれているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）高本議員のご質問についてお答えいたします。

高本議員におかれましては、日頃より、村の教育行政にご理解とご支援をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

さて、お話しのように、昨今の厳しい経済状況に苦しい生活をしておられるのではないかとご家庭に思いをはせてのご質問だと拝察しております。高本議員の、子どもたちの成長に日々欠かすことのできない学校給食につきましてのご質問にお答えいたします。

近年の物価高騰により、食材費、光熱水費、人件費など、給食業務に関連する費用は全て増加しております。ご案内のように、今年6月の村の定例議会におきまして、食料品の価格等の高騰の影響を受けて、小・中学校の給食費を1食当たり、小学校では1人250円、中学校では1人280円に対し、それぞれ20円程度の増加が見込まれるということで、それに伴う保護者負担を軽減する目的で、小・中学校における学校給食費の負担増加分の補助として、補正予算を249万6,000円計上させていただき、ご承認をいただいたところであります。

今後の見通しにつきましては、全国的な給食費無償化の機運はあります。あるのですけれども、国や県からの経常的な補助が明確には示されていない状況でございます。近年の状況や今後の見通しにつきましては、山田教育課長より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）高本議員のご質問にお答えいたします。

私のほうから、現状と近年の状況についてご説明させていただきます。

まず、本村の現状としまして、昨年度までは納入業者様のご協力と給食メニューの検討で、給食費の高騰に対応してまいりました。今年度におきましては、先ほど教育長より答弁がありましてとおり、6月の議会におきまして補正予算の承認をいただき、給食費の高騰に伴う保護者負担が増加しないように、西原村学校給食費負担軽減補助金として補填をさせていただいている状況です。この給食費高騰に伴う補助金につきましては、補助率約8割の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当させていただいております。

令和5年3月時点では、給食費の無償化を実施しております自治体としましては、県内で45市町村中、11市町村となっております。管内では、産山村が給食費の無償化をしております。財源としましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金と単費を充当しているということでござい

した。次年度、交付金がなければ、単費での充当となるのではと考えておられるようです。また、令和4年度で無償化を実施した高森町は、交付金を活用した単年度のみでの実施であり、本年度は通常どおり給食費を徴収されているとのことでした。

今後におきまして、本村の給食費の無償化を目指すのであれば、財源の確保が必要であると考えます。一時的な国の交付金だけではなく、継続的な交付金等が必要であるというふうに考えております。現時点での算出になりますが、山西小学校で1,719万6,300円、河原小学校で333万5,040円、西原中学校で1,246万5,500円となり、村内の小・中学校合計で3,299万1,840円となりますので、毎年3,300万円を村費で捻出していくことを視野に入れた検討が必要になると考えております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）給食費の高騰化により補填されたということで、250万円ほど本年度補正予算を組ませていただいたというお話がありました。やっぱり給食費は今国会でもたまたま話題とはなっておりますけれども、西原村においては給食費の無償化ということまではいかないかと思っておりますけれども、けさの熊日の新聞にも菊陽町あたりの給食の無償化が出ております。これについては、先ほど課長からお話がありましたように、やっぱり通常的な財源がなければ、無償化というのは非常に厳しいかとは思っております。菊陽町の新聞を見ますと、やっぱりTSMCの関係ということでございまして、財源が見込まれるという話でございます。西原村においても工業団地あたりから早急につくっていただいて、財源の確保あたりも、その辺のところを含めたところで一生懸命やっていただきたいというふうに思っております。

給食費については、先ほど高森町の話が出ておりました。前年度は無償化と、もう本年度は通常ということになれば、当然ながら保護者の負担がやっぱり上がったり下がったりというのはどうかなというふうに思っております。今年度は負担軽減で補助金をつけました、増額分をつけましたと。来年度以降になったらどうなるかということが一番不安にされるのはやっぱり保護者ではないかというふうに思っております。給食の無償化はやっぱり財源が必要になりますので、3,300万円と今現時点でそのぐらいを必要としますけれども、この負担軽減の分ぐらいは村としてはやっぱり変動がないように、保護者の方々にもその辺をしていただけないかなというふうに思っております。実質的に無償化は難しいかもしれませんが、その負担軽減、その辺のところも考慮したところで、村長はどのようにお考えなのか、ちょっと伺いたいというふうに思っております。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えいたします。

6月の補正予算で計上させていただきました学校給食の増加部分に対する

補助につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約80%を充当しております。近年の状況につきましては、先ほど教育課長が答弁したとおりでございます。このことを踏まえ、本村でも給食費の無償化については検討を始めることが必要と感じているわけでございます。阿蘇管内はもとより、近隣自治体または県内、そして全国の流れも今後注視してまいりたいというふうに考えております。国が異次元の少子化対策を打ち出す中、自治体では様々な独自の取組に奔走されているわけでございますが、学校給食、子ども医療費などの無償化といった家庭負担軽減などの施策が主流になっているように感じているところでございます。

しかしながら、議員が申されましたとおり、無償化施策は財政力に大きく左右されるものでございまして、町村間の財政力競争にもなりかねないというふうに感じております。中長期的な視点から、将来の財源確保の担保を含めた検討が必要であるというふうに思っております。給食費の無償化は、子育て世代のご家庭の負担軽減の一つであると認識をしているところでございます。これらを鑑み、給食費のみならずほかの施策も含めて、子育て世代の負担の軽減のお手伝いができないものか、教育委員会をはじめ関係各課、子育て世代の保護者の皆様の話も今後聞いて進めていきたいというふうに思っております。

家事や育児に忙しい親御さんや妊婦さんたちの負担をいかに軽減するべきかという点に焦点を置いて考えていかなければならない案件であるというふうに捉えております。幾つか例えますと、生まれたばかりのお子さんに対します育児補助や預かり保育の充実、提案理由の場所で述べさせていただきましたが、AI学習ソフトの導入または小・中学校の修学旅行の補助、部活動に対する指導員への負担なども、これから先考えていかなければならない案件であると想定をしているところでございます。現在実施しております物価高騰分、小学校で例えますと、通常250円から270円に高騰しました差額の20円分につきましては、議会の承認が得られますならば、今後250円に回復するまで、その差額を継続して補助させていただければというふうに考えております。

いずれにしましても、給食費無償化を含め、何らかの施策で子育て世代のご家庭へ応援ができればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）補填をそのまま継続可能ならば、250円まで戻る——戻ることはないかと思えますけれども——その間を補填するというところでございますので、教育委員会のほうの予算は計上させて、きちっとしていただきたいと思っております。先ほど子育てということ言葉が出ましたけれども、小学校、中学校だけが給食費の問題ではございません。やはり園児に対しましても副食費というような言葉にもなるかと思えますけれども、そ

の辺のところを食事の代わりにそういったやつが含まれておるということをご理解していただければ、そちらのほうにも補填をしていただきたいというふうに思っております。

今後、やはり学校給食費の問題も一緒なんですけれども、住みよい村づくりをつくる上では、子育てをやる観点からやっぱり西原村はいいよと、医療費については日本全国ほとんどが無償化になっておりますけれども、こういった給食についてはいち早く取り組んでいただいて、西原村が子育て支援をしているというのを目玉にして、やはりできるだけ多くの住民の方々が西原村に入ってこられるような対策をしていただきたいというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山下一義君） 暫時休憩します。

（午前10時56分）

（午前11時08分）

○議長（山下一義君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、7番議員、西口義充君、件数2件、発言を許します。

（7番議員 西口義充君 登壇 質問）

○7番議員（西口義充君） 7番議員、西口、質問事項2つありますけれども、ただいまより質問をさせていただきます。

第1、公共施設の管理についてでございます。

村内の公共施設の管理については、ほとんどの事業者に対して委託契約の形で、現在、管理をお願いしております。村民グラウンドEコート芝の管理については、今1年間を通して利用しておられますグラウンドゴルフクラブ協会の方々によって維持管理をされております。村民グラウンドの北側にありますトイレについても、現在、グラウンドゴルフ協会の方と学童野球クラブの方により、清掃されて管理されているというようなことでございます。

このトイレができたいきさつも先にお聞きをいたしました。以前、本グラウンドの北側にありましたゲートボール会場にありました昔式のトイレで使い勝手が悪いということで、今のEコート近くに新しく整備されたということでございました。それで、皆様とても感謝を今もされております。

また、芝の上でグラウンドゴルフをするには常に芝の管理は必要になってまいります。当時の西原村との話合いの中で、コートの管理をしていただくということで、利用料金は村と話して免除と今なっているようでございます。このコートは学童野球も使用しておりますが、芝の管理をしておられることで、子どもたちもとても運動しやすい場所ではないかというふうに思っております。コートの使用については、学童クラブでは料金は発生しております。払っておられるということでございます。

現在、西原村全体におきましていろんなスポーツクラブがありますけれども、そのクラブにおいては全て活動費として補助金を出しておりますので、各施設を使うことで使用料金は、皆さん各クラブ払っておられるということでございます。

ひとつ提案ですけれども、現在もゴルフクラブ協会の方々が芝を管理しておられますけれども、コートの使用料無料ということではなくて、改めて芝の管理料を支払っていただいて、その中からコートの使用料を払っていただくというような形にさせていただけたらというふうに思っております。また、トイレの管理についても、村の施設でありながら、唯一施設管理料金が発生していない物件でもあります。このトイレも長い間グラウンドゴルフ会員と学童クラブの皆様で、きれいに管理をされております。今後は、改めてトイレに関しましても、管理費用を支払いしていただいて、きれいに維持管理をしていただきたいと思っておりますけれども、村長に、村としての今後の対応はどのように考えておられるのか、お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）西口議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、村民グラウンドの常日頃の芝の管理をはじめ、施設の清掃等にご協力いただいております各協会、クラブ、団体の皆様におかれましては、この場をお借りしまして、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

村が所有、管理しております公共施設や公共物におきましては、数多くございますが、その中で議員から説明がございましたとおり、村民の皆様、利用者の方々にご協力をいただきながら、ご厚意により維持管理ができています。お尋ねの公共施設で管理費が発生しない物件に対する対応ということでございますが、基本的には、村のほうで委託し、管理を行うことが原則であります。協会やクラブ側のご意見も伺う必要があるかと思っておりますが、できますならばこのまま継続してご協力いただければ、大変ありがたいというふうに思っております。また、芝刈り機の機材や用具、燃料等、費用を要するものにつきましては村のほうで、また、先ほどお話がございました委託料を払って使用料をもらうということも、きちんと今後、協会の皆様と協議をして、前向きに進めていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、現状も踏まえ、教育課長よりご説明いたします。以上です。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）西口議員のご質問についてお答えします。

お話がありました村民グラウンドEコート芝の管理につきましては、グラウンドゴルフ協会にご協力をいただいております。現在、グラウンドゴル

フ協会は、週3回、71名の会員さんが年間を通して活動をされています。年間を通してご利用になるということもあり、芝ぐらい刈ってあげようという協会側からのご厚意に甘えている状況でございます。もちろん乗用の芝刈り機や燃料代等は教育委員会で負担をしております。

また、グラウンドの北側にありますトイレにつきましても、以前あったゲートボール場側のトイレが使用できなくなったことで、トイレの設置の要望もあり、頻繁に利用されますグラウンドゴルフ協会と学童野球に清掃のご協力をいただいているというところでもございます。また、グラウンドの南側の村道側にありますトイレにつきましては、定期的にシルバー人材センターに清掃業務を委託しております。

今後、各団体と協議をしながら、ご厚意を無にしない、あるいは青少年の健全育成方針に反しない、よりよい方法で維持管理を実施すると同時に、必要な管理費は捻出していくべきというふうに考えております。

先ほど話がありました管理を委託する、また使用料を払うというところで、参考までにございます、グラウンドゴルフ協会の皆様が村民グラウンドのEコート、村内料金使用料1時間300円を1年間お支払いいただくと、17万2,800円になるという金額でございます。そういったところも含めて、今後、幾つかの団体様と協議をして検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）前向きな回答ありがとうございます。やはり全体的な施設を変えるときに、無料というのはひとつ問題が出てくるんじゃないかなど。ただ1か所だけ、ほかの学童クラブなんかは全て払っておるというようなことでしたので、それよりももうコートの管理をされておられますので、形だけでも料金をきれいに払って、またそれを納めるというような形を取ってもらわないと、あそこだけ無料で、我々は何で使われるだろうかというような問題も出てくると思いますので、そこら辺は協会のほうと話をさせていただいて、料金を払っていただきたいと思います。

それから、やはりトイレは本当にきれいに管理されております。小便器も便器も見てまいりましたけれども、あかがつくことなく、きれいにされているなというような思いで見えておりました。

そして、トイレに1つ問題がございました。トイレの土間、本当に掃除しにくいです。地震でああいう凸凹になったのか、以前からそのままの施工だったのか分かりませんが、土間を洗っても水が流れないような状態になっております。あれは誰がしても、いつまでたっても泥がたまって、きれいにはなりません。やはり排出を取っていただいて勾配をつけてきれいに掃除してもらおうか、掃除した後もきれいになりますので、そこら辺も検討に入れてやっていただければと思います。

しかし、トイレの管理費はやはり払っていただきたいと。いつまでも皆様に甘えるじゃなくて、ほかの施設は全部払っておりますので、どこも払っていないという部分はないと思います。あそこだけなら、皆さんがお使いになるけん、あるいはつくってやったんだよという、つくってはあげてはあげていましてけれども、やはり管理は管理としてぴしゃっとやってもらいたい。それだけの予算は組めると思っていますので。

ましてまた、協会の方は皆さん元気でございます。やはり健康状態も、家においてテレビを見るよりも、ああいう場所に出て皆さんと交流しながら話す健康になるというようなことで、やはり村の医療費抑制にも大きく貢献されていると思っておりますので、何らかの形でぜひやっていただきたいと。また、社会福祉のほうでも、医療費のほうに大分貢献されておりますので、協会の方いろんな大会もございまして、そういう予算があれば年に1回ぐらい出して、皆さんのおかげで医療費が大分下がっておりますというような温かい気持ちを持って、商品券ぐらいあげてもいいんじゃないかなという思いがありました。

これについてはこれでいいですけれども、次の芝の管理をされる上で、芝刈り機の必要性があると思うが、整備はできないかということでお話をします。

芝生を刈るには、今は冬場で大丈夫なんですけれども、春先は、コートを使うときは毎回刈らなければ、グラウンドゴルフをするにも大変だと思います。今現在、西原村には、総合体育館に1台しか配備されておられません。今、要望があれば、教育委員会から誰か積んで持ってくるというような形であると思っておりますけれども、やはり芝刈り機もトラックに積み下ろしする、慣れないとやはり非常に危険だと思います。11月だったと思います、芝刈り機で、芝刈りのときなんですけれども、亡くなられた方が1人、そばにおった方が亡くなられておりますけれども、やはり機械というのは慣れない人が扱っていると非常に危険なものになりますので、積み下ろしもそんななことなく、やはり1台は置いていただいて、皆さんが気持ちよく使えるような形にしながら、常に整備は村がしていただかんといかんですけれども、そういう形でやっていただければと思います。また、総合体育館も来年3月には工事も終わると思っておりますし、芝の管理も相当広いと思っておりますので、何台か要すると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）先ほど、西口議員のほうからご質問がありました芝刈り機についてご説明させていただきます。

現在、教育委員会では、乗用の芝刈り機を1台所有しております。総合体育館建設前は、芝のエリアが村民グラウンドのEコートだけでしたが、現在は総合体育館前の運動公園の芝生広場もありますので、職員等で機

械を軽トラックに道板で積み込み、移動させ、運用しているところがございます。どちらの芝も生育が盛んな時期には頻繁に使用することから、維持管理にご協力をいただいていますグラウンドゴルフ協会にご迷惑をおかけしているのが現状でございます。

芝をきれいな状態に保つため、また、今後さらに整備される運動公園の芝生広場もございますので、作業面積も広く大きくなることから、これまで以上に使用頻度が高くなることが想定されております。双方が利用しづらい環境になるのではないかと懸念している状況でございます。西口議員のご質問にもありましたとおり、今後の必要性も鑑みまして、新年度で機器の整備のための予算を計上させていただければというふうには考えております。

なお、乗用タイプの機械がいいのか、現在、俵山交流館 萌の里で利用されている無人タイプの機械がいいのか、今後検討のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）前向きにありがとうございます。今後は、協会の方とお話をさせていただいて、その中で、配備すればどういう機械がいいのかというのは、お話の中で決めていただきたいと思います。よろしく願います。

次に移ります。公共工事についてでございます。

下新所下原3号線道路改良工事においては、工事の大幅な遅れによって、地域住民はもとより、この道路を生活道としておられる人々には大変な迷惑をかけております。今回の遅れの最大の問題は何だったのか。安全管理状況にも問題となっております。工期は令和5年5月12日から令和5年9月29日となっております。11月18日までの現在、コンクリート側溝が46本入れているだけでございます。この4か月間、ほとんど工事にかかることなく、工事は止まっておりました。住民の不満も計り知れない状態となっております。行政側は発注者として、このような状態になったことについて、今後どのような指導をされていくのかということでございます。

まず、1点目の工事遅れの原因は何だったのか、お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

道路改良の遅れについて、ご質問の下新所下原3号線の道路改良工事につきましては、本年度の当初に計上させていただきまして、年度当初の早期に発注をしているところがございます。現在までの変更増額に伴い、工期の延伸をしております。年内完了を目指して進めているところがございます。

しかしながら、議員がご指摘のとおり、工事内容、契約金額からしましても、十分な工期設定の中で大幅な遅れが生じているところがございます。この路線は、新所また緑ヶ丘地区の方々の重要な生活道路でございます。発

注から現在までの工事進捗が悪いということで、この場をお借りしておわび申し上げます。

まず、ここで工事が遅れました原因でございますが、1つ目に、事業用地内に隣接します土地所有者との調整に日数を要したと聞いております。次に、7月上旬の梅雨前線豪雨により、村内の被害が大きかったため、1か月程度は倒木撤去、土砂撤去等の応急工事に村内の全業者で対応してもらったこととございます。主な要因は、この2つでございますが、いずれにしても、ここまで遅れた原因とは言いがたいと聞いておりましたので、発注担当課も指導監督不行き届きでございました。

今後の工期進捗状況と現場の安全管理につきましては、建設課長よりご説明を申し上げます。以上でございます。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）西口議員のご質問にお答えします。

まずは、私のほうからも、工事の大幅な遅れにつきまして、改めておわび申し上げます。

ご質問にありましたように、休工中の現場管理についても、地元の方よりご指摘を受けております。受注業者は休工中であっても、現場内の安全、施設の点検、パトロールを行い、事故防止に努めなければならないこととなっております。地元の方より、強風等により、コーンや看板が倒れたままになっていたとも聞いております。この件につきましては、発注者としましても指導してまいりたいと思います。

次に、今後の工期につきまして、今まで地元の方々にご迷惑をおかけしておりますので、まずは現在の契約工期で完了を目指しておりますが、先月に再度受注業者と打合せを行い、今後の工程表を確認したところでございます。休工期間が長かったことから、かなり現契約工期では厳しい状況でございます。正直に申し上げますと、現在の工期の工期末日である12月22日から2週間程度の遅れが生じる可能性がございますが、まずもって、現在の工期内で完了できるよう、指導、監督していきたく思っております。私から以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）定期監査のほうに、課長にちょっときつく言いましたけれども、そのときに会社の社長と専務が来られたということで、期日内には終わりますというのが11月16日でした。それからすぐ来るのかなと思っておりましたけれども、また来ません。工事にかかったのは11月30日です、うちの前だけ毎日見えていますので、初めて今日団体で来られました。昨日まで2名、今日初めて、ああ、よく来たな、今日5名来ておりました。本格的に工事が始まるのかなと思っておりますけれども、やはり工事を請け負った

以上は、工期を守るのが建設屋の仕事だと思っております。ほかの村の建築屋さんも期限内に終わられる方何人もおられますでしょう。守られる方もいますよ。あやんしとっていいならよかなあと、我々に直接言われるわけです。やっぱり厳しいところは厳しくしてもらわないと、1業者でこんなにもいつも迷惑かけてしまうと、もうあの会社はいつもでしょう。やはり入札関係も、こんなに何か月も遅れるような業者を次のまた入札に入れるというような、我々ちょっとできないかもしれませんけれども、厳し過ぎて。でも、やはりそれぐらい厳しくせんと、あなた1か月遅れたら何回の入札は駄目、3か月だった何と、もうそうしていかないと、厳しさが分からんと思うんですよ。いつまでもこの繰り返しは、村の行政の方はいつも疲れると思います。厳しい姿勢もたまには見せてください。そして、やはり予算はちゃんと出しておられますので、新所のあその場所を見てください。泥もないし石もないし、一番今までで工事しやすい場所。あんないい場所が半年になりますよ。皆さんもあきれておりますので、もう期間内にはちょっとむちを入れて終わっていただくようにしていただきたいと思っております。

それでですけれども、今後の入札におきましても、このような状況が続く業者に対しては、行政としてどのような対応を考えていかれるのか、そこだけちょっと教えてください。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今後の入札に対して、村としてどのような対応を考えているのかというご質問にお答えいたします。

今年度は、7月の梅雨前線豪雨により、多くの公共土木施設、農地等の災害が発生していますことから、これからも多くの災害復旧工事の発注を控えており、今後、村内業者で複数箇所受注されることが予測されます。しかしながら、今回のような大幅な工事の遅れにつきましては、住民の皆様、また早期完了できるよう予算の計上にご承認いただきました議員各位に対しましても反省すべきところであるというふうに感じております。

今回のように、あまりにも遅れが生じる現場が多くなるようであれば、一部、村外業者への発注も視野に入れる必要があります、工期の遵守・徹底を建設業組合へも強く申入れを行いたいというふうに思っております。また、日頃から工事の工程管理を強化し、現場管理、監督指導などは厳しく対応していきたいというふうに思っております。また、指名停止に関しましても、うちの要綱の中に工期の延伸がございませんので、そこら辺も工期があまりにも遅れた場合は指名停止の案件になるという明記も含めて、議員の皆さんにお諮りしながら、今後検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）最後の答弁で村長のお話を聞きまして、今後、村と

しての厳しい対応を考えていただくならばと思っております。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）受領番号4番、3番議員、小城保弘君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 小城保弘君 登壇 質問）

○3番議員（小城保弘君）3番、小城です。

通告書に従い、2件の質問をいたします。

まず最初に、郷土芸能の保存についてお伺いいたします。

西原村では、肥後神楽保存会とお法使まつりの2つの保存会があり、関係者の人たちは、この祭りを継続しようと一生懸命やられておりますが、文化保存に対して、村のほうはこの継続に対してどのように思っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）小城議員のご質問にお答えいたします。

まずは、小城議員、それから中西議員におかれましては、郷土芸能であります肥後神楽の保存、また、堀田議員におかれましても、お法使まつりの継承にご尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。ご関係の皆様のお力により、これまで継承させていただきました肥後神楽やお法使まつりにつきましては、本村におきましても、文化や歴史の継承として未来に引き継ぐことが大切な郷土芸能であると認識をしているところでございます。

詳細につきましては、教育課長より答弁させますが、本村に3団体ありました肥後神楽保存会に対し、補助金という形で現在ご支援をさせていただいております。また、お法使まつりにつきましては、本来であれば、政教分離の原則の観点から、祭りそのものには補助しておりませんが、地域の取組として、地域づくり補助金でご対応させていただいている状況でございます。いずれも未来へ引き継ぐ大切な本村の資源として応援していきたいと考えております。

詳細につきましては、教育課長より説明いたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）小城議員のご質問にお答えさせていただきます。

保存会の継続につきまして、まず、小城議員もご尽力をいただいております肥後神楽保存会につきましては、以前は、本村で3つの団体が活動されていたと認識しております。高齢化や後継者不足など、問題を各団体が抱えておられることもお聞きしております。中には、活動を休止しておられる団体もおられます。そのような相談を受ける中、今後どのような形でご支援ができるか検討していきたいというふうに考えております。例えば、生涯学習講

座や、今後設立される総合型地域スポーツクラブの一つのプログラムとして神楽教室を行うことで、人材の発掘を行いながら後継者の育成を図るなど、取組の実践も検討しているところです。もちろん現肥後神楽保存会の皆様には、ぜひともご協力をいただきたいというふうに考えております。また、村の文化協会も指導しておりますので、神楽も一つの文化であることから、協会ともタイアップしながら進めていきたいというふうに考えております。

次に、お法使まつりにつきましても、無形文化財に登録されていることから、村としても可能な限り協力していくべきだというふうに認識しております。お法使まつりにつきましては、昨年より本村で執り行われていることから、祭りの催し自体実施される場合には、学校の終業日と重なっている場合にも、地域の伝統的なお祭りに参加するというので、村内の小・中学校へ協力の依頼、そして関係の高校生にも地域の実行委員会と協力する形をお願いをするなど、教育委員会としても地域の文化継承にご協力、ご支援をさせていただいているところでございます。

今後も、これまで同様のご支援をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

いろいろな文化継承ということで考えられているということでございますが、お法使さんに限れば12年に1回、3集落回ってくるということで、去年が瓜生迫、そして田中、今度は星田のほうに来年回ってきますけれども、瓜生迫の場合はみこしだけ持ってきて、大体この祭りというのは、もう県の無形文化財でありまして、もう担ぎ手がおらんと、もうやめようじゃないかという話も聞きました。それじゃいかんということで、秋田、土林は道踊りも女性の人たちに頼んでやってもらえたということですが、なかなかこの祭りを引き継ぐためには、いろいろ金が要ります。要するに、服も買わにゃんし、鈴とか笛、太鼓、それは肥後神楽のほうでも一緒ですけども、これをひとつそろえるためには、笛1本2万円いたします。鈴1つ6万円から7万円いたします。ということで、もうお法使さんに限れば、毎年12年間、次が来るから各集落で積立てをしてやってきているというふうにお伺いしていますが、高齢化でなかなか減っております。というともうやめなければできないと、お法使さん対しても荒神さんでありまして、みこしを倒しているのが本当の祭りですけども、今年聞いたら、何百万円とかかるから壊すな、壊すなと。そろっと置いてそろっと引っくりかえせというふうに聞いております。祭り自体の原点がなくなってしまうんじゃないかということを私は言いたいわけですよ。

肥後神楽にしても、私たち今、保存会として、どうにか中学生、一般の人たちを募集してやっておりますけれども、教えるにしたって、笛、衣装もも

うぼろぼろになって、はけないような衣装を着ております。笛にしたって1本2万円、やっぱり安い笛もありますけれども、だんだんと慣れてくれば、安い笛はなかなか音が全然変わってしまったりということで、要するに祭りを継承していくためにもお金が大変かかります。

いろいろな補助で出しておられます。これは、両方とも宗教を言いますと、何もできませんけれども、宗教を超えて、みんなの憩いの場とか村の活性化につないで、村としてもその辺の宣伝、PRを、文化財というふうな観点で持ってもらえたら大変ありがたいと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

2つ目の助成金につきまして、まず、肥後神楽保存会につきましては、今後3つの団体を1つにまとめ、存続、継承していく活動を検討されているという話を伺っております。そこで、このことにつきましては、これまで同様に補助金を継続できればと考えております。また、先ほどお答えさせていただきました活動へのお手伝いとして、必要な案件につきましても、今後、協議をさせていただきながら、必要なお支援ができればというふうに考えているところでございます。

次に、お法使まつりにつきましても、先ほど議員が申されましたように、先日、私も瓜生迫地区のほうへ参加をさせていただきましたが、集落の少子高齢化による人口または世帯の減少が加速しているということで、費用面を含め、これから先の祭りの継承、存続に危機感を持たれているということを感じいたしました。神事や楽に要する費用、また、御仮屋の設置など、衣装なども個人負担であり、結構な費用を要するというふうに伺っております。

政教分離の原則がございまして、先ほど申しましたとおり、村からお法使まつりに直接助成することは厳しいと考えております。しかしながら、地域で行う地域の取組部分に関しましては、企画商工課で補助しております地域づくり補助金の中で、特色ある取組の一つとして、これまで同様にご支援できればと考えております。楽で使います太鼓や笛など、地域で文化を継承する部分については、もう少し補助を手厚くできればというふうに考えております。まず、よかったら、早めに役場のほうにご相談いただき、対応できればというふうに思っております。

いずれも、本村の文化と歴史の継承に対しまして、保存会や地域の皆様に積極的にバックアップしてまいりたいというふうに考えております。今後とも、皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）大変ありがとうございます。今、村長のお言葉を聞いて、少し安心しました。西原村も、河原のほうも少子化になっております

し、西原村自体が現在少子化になっておりますので、村の活性化のためにも、西原村にはこういう祭りがあるんだぞというようなほうをもう少しアピールをして、村の活性化のほうにもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

続きまして、村内の有害鳥獣についてお伺いいたします。

現在、4月から10月までが捕獲期となっており、駆除された有害鳥獣は国庫補助の対象となり、村も上乘せして支払っているということですが、期間中の捕獲頭数は年々増加しております。免許を取られた方々も大分多くなりまして、年々捕獲数が多くなっておりますが、11月からの狩猟期間を終え、本村の基幹作物である甘藷の作付時期になると、5月頃には逆に被害が発生している状況にあります。捕獲期間を通年にすることによって、圃場の被害は減ってくると思いますが、その点は年間をとおして通年にしてもらえないかということです。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

現在、有害鳥獣捕獲につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護管理法により、鳥獣の保護と管理、狩猟の適正化を図ることなどを目的として、野生鳥獣の捕獲に関しては、原則として禁止をされておりますが、その例外として、狩猟と許可捕獲が認められているところでございます。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣被害防止特措法により、捕獲対象鳥獣の適正な捕獲を行うことを目的とし、西原村被害防止計画を作成し、西原村鳥獣被害防止対策協議会を設置しているところでございます。農山漁村地域におきまして鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、対処することが緊急の課題となっていることに鑑み、この両方を活用して、鳥獣捕獲を行っているところでございます。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）小城議員のご質問にお答えいたします。

本村におきましても、国の鳥獣被害防止総合対策事業を基に、捕獲補助金の交付や西原村鳥獣被害防止対策協議会による電気柵の設置、猟友会への箱わなの貸付け等を実施し、近年の捕獲頭数は増加傾向にあります。令和3年度より、鳥獣捕獲対象として、アナグマ、タヌキについても西原村被害防止計画へ追加し、一定の効果は出ているものと考えております。しかしながら、ご質問にもありましたように、捕獲頭数の増加に反して、農作物の被害額については減少しておらず、増加傾向にあります。

また、ご質問にあるように、本村は毎年4月から10月までを捕獲期間としており、11月からは鳥獣保護管理法による狩猟期となっており、猟友会の狩

猟となりますので、捕獲頭数の把握については現在していない状況であります。なぜ本村の捕獲期間が4月から10月までなのかは、本村の農産物である甘藷、里芋、栗などの作付から収穫に至るまでの期間であるため、農作物に被害を及ぼさないように定めているところがございます。しかし、近年の被害状況を見てみますと、冬場の飼料用作物にも被害は発生しており、畜産農家にも悪影響が出ているように感じております。近年の資材高騰による輸入飼料も高止まりしていることから、冬場の鳥獣捕獲を行うことで自給飼料作物の確保にもつながり、間接的にはありますが、畜産農家への支援にもつながると考えているところがございます。

今回ご質問にあります通年を捕獲期間とする場合は、鳥獣被害防止特別措置法に定めてあります西原村鳥獣被害防止計画の変更を行う必要があります、計画変更に係る事務手続につきましては、例年1月に計画変更申請を県に行い、約3か月の期間を要します。そのため、令和6年度から通年の捕獲が可能となると考えております。

しかし、捕獲期間を延長するだけでは問題の解決とはならず、捕獲を行う猟友会との連携が大変重要だと捉えております。本村の猟友会も、約40名が有害鳥獣の捕獲隊として活躍されております。隊員の中には、農作物の被害は自分たちで守るという高い意識を持った若手農業者の方も見受けられるところがございます。

鳥獣被害を中心に考えますと、鳥獣捕獲期間を延長し、捕獲頭数が増えても限界があると感じております。自分の農地は自分で守る自己防衛の意識もしっかりと持っていただき、自己所有の農地には適正な電気柵の設置や雑草の管理を行っていただくことも、被害減少につながると感じておるところでございます。今後は、通年の捕獲期間を視野に入れ、猟友会との連携、協議を密にしながら、通年に向け、前向きに進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）今、話を聞いて、今現在、南阿蘇村、大津町、益城町も通年の捕獲で聞いております。自分のところは自分で守るというふうに言われましたが、それらはもう基本的にみんな守っておられると思います。そこを何とかして、やはり今見てもらってご覧のとおり、今甘藷が全部なくなっておって、畑がなっております。イノシシが甘藷を取った後は、もうイノシシ、鹿の足型がないというところはありません。それから全部食べ物が無くなって、山のほうに上がっていけば、土手崩れした山沿いの田が壊れてしまったり、もうそういった被害がたくさん今聞きます。

これは私も聞いた話ですので、本当かうそかは分かりませんが、わなをかけても、10月までは補助が出るが、11月から補助が出ないと。小さいのは、また逃がすというふうな話を聞きました。補助が出らんけん、逃がします。

一遍逃げた野獣は、なかなかもうわなには絶対入らないそうです。私も実際したわけではございません。そここのところをもうちょっと猟友会と話し合っ
て通年にしてもらって、被害がないようにしてもらいたいと思います。今、
里芋とか唐芋が基幹作物になっておりますが、なかなかイノシシ、鹿が出入
りをしますと、それに伴って病気とか何とかもいろいろな病気が入っており
まして、大変産業課も苦戦しておられると思いますけれども、そのあたりも
やはり少しは金が要るかもしれませんけれども、通年にしてもらって猟友会
のほうに、もう獲った獲物は逃さない、なるだけもう西原村から

あれはもう下に下りさせてこないというふうなことをもって猟友会と協
議しながら、通年にしてやってもらいたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）期間の延長なんですけれども、前向きに検討させていた
だきますと同時に、この問題に関しましては、県下全体で考えていかなけれ
ばならない問題であるというふうに捉えております。例えば、期間を長く設
定したりとか補助金を高額にした場合、もしかすると、よその町村で捕獲し
たものを西原村で請求されたりとかいう可能性もあるかと思えます。要は県
下全域で、同じ期間、同じ料金で進めていくのが一番いいんじゃないかとい
うふうに個人的には捉えておりまして、今後、市町村長会とか議長会もござ
いますので、そこら辺に申し入れて、県下全域でこの問題に取り組んでいけ
ればというふうに感じております。いずれにしましても、村としての問題も
なるべく期間を長く設定できるよう、猟友会と協議をしまして進めていき
たいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

できるだけ、よそから持ってきて補助金をもらうとかという今話がありま
したけれども、そこは行政のほうでしっかりやって猟友会をまとめて、そう
いうことのない、いいモラルで捕ってもらうように心がけてもらいたいと思
います。以上です。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時02分）

（午後 0時57分）

○議長（山下一義君）少し時間前ではありますがけれども、全員おそろいので
で、午後の議会を再開します。

受領番号5番、1番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）こんにち。1番議員、尾崎です。

通告に従い、2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目、本村庁舎敷地内にある喫煙所についてです。

平成14年に急速な高齢化や生活習慣病などの増加に伴い、国民の健康増進、現代病予防を目的として健康増進法が定められました。そして、2018年7月に、望まない受動喫煙をなくすを理念に、健康増進法の一部受動喫煙に関する内容を改正、2020年4月に全面施行されました。これにより、屋内での喫煙が全面的に禁止となったため、本村庁舎敷地内に喫煙所としてプレハブが設置されたものだと思います。

受動喫煙防止対策として喫煙所を設けたと思いますが、職員の間から、喫煙所から戻ってきた人からのたばこの臭いがきついや、離席が多い、離席の際伝えられていない、外から喫煙所が見えない、開けないとどこにいるか探せない、長居しているのではないかと喫煙者と非喫煙者に勤務時間の差が出ているのではないかという声も聞いております。喫煙所から戻ってきた人からのたばこの臭いがきついというものは、来庁者からの声も聞きます。こういう多数の意見が出ておりますが、この喫煙所を廃止する意向はございますか。村長にお伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）尾崎議員からのご質問についてお答えいたします。

議員より説明がありましたとおり、行政機関では、令和元年7月1日に、望まない受動喫煙を防止する目的で改正健康増進法が施行されました。このことで、多数の人が利用します施設の区分に応じて、施設の一部の場所を除き喫煙をするとともに、管理者が講ずべき措置等が定められました。

改正法では、役場を含む第一種施設においては、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所を設置することができるとなっております。

本村役場では、改正健康増進法以前は、庁舎2階のベランダ及び1階の東側屋外の喫煙所としておりましたが、現在庁舎中通路にある喫煙所を設置し、JT（日本たばこ産業）の改正健康増進法担当課様とも協議を行い、令和元年6月より運用を始め、設置当初から職員や住民の方も利用される施設となっているところでございます。

この喫煙場所につきましては、健康増進法第28条第13号に規定してあります「特定屋外喫煙場所」という位置づけになっておりまして、これは第一種施設の屋外の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示、その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するための必要な措置が取られた場所となっております。

喫煙所内には、喫煙所であることを明記した表記を設置し、出入口にはビニール製のパーティションを設置し、たばこの煙が外部に漏れないように対

策を講じている状況でございます。また、職員へは設置後の令和元年5月の課長会議及び庁内グループウェアにて喫煙所使用に関するマナーについての通知及び周知を図っており、喫煙所内には使用する職員に対して、職員の勤務時間内での喫煙マナーの徹底についてとして、喫煙所の利用に際して勤務時間内に利用する場合は、職務の遂行に影響が生じないよう喫煙の時間やその回数は最小限にとどめ、勤務時間内での喫煙については、来庁される一般の村民及び喫煙をしない職員から厳しい視線が向けられていることを自覚し、村民の疑惑や不信を抱かないよう行動していただきという貼り紙にして周知をしているところでございます。

しかしながら、このマナーが、私を含めまして、守られているかと申しますと、ついつい話が長引いたりしまして反省すべき点があることも承知をしているところでございます。

これらの反省点を踏まえ、今後も利用する職員に対し、喫煙マナーの徹底について継続して指導し、健康増進法の趣旨に鑑み、分煙環境のさらなる整備、たばこを吸われない方々へくれぐれも迷惑がかからないよう改善に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）今の答弁で、廃止の意向はないということがよく分かりました。

ですが、先ほど村長本人も言われたとおり、職務に影響が出ないようにマナーを徹底していきたいということなので、現在のところ、マナーが徹底されていない状況であるということが明らかになっております。

たばこの回数が多い、たばこの時間が長いとなると、勤務時間がそれだけ削られてしまいます。そうすると、例えばその担当者、喫煙をしている担当者に来庁者がいたときに、来庁者が待つ時間があります。そして、戻ってきたときには、煙の臭いをさせて戻ってくるわけです。そうすると、来庁者の方はどう思われるのでしょうか。たばこを吸ってきたんだな、そのために待たされたんだなと思いはしないでしょうか。こういうこともあるので、喫煙所をなくすということは全くお考えはございませんか。再度質問いたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

このご質問があつて、他町村の動向調査をさせていただきました。最近の動向としましては、敷地内全面禁煙ということで、時代の流れとともにそういう施策が各町村行われているところもございまして、最近は、一旦敷地内全面禁煙が全面禁煙じゃなくなって、きちんと喫煙所を設けて、そこでたばこを吸うということも少しは増えているように感じます。もちろん、それと同時に、喫煙の時間を限定して、何時から何時とか、何分以内とかというのを決めてルールを厳格化してされている町村もございまして、そこら辺

をきちんと参考にして、できれば存続させていただけるような形で進めさせていただければというふうに思います。

たばこ臭いということも、自分たちも紙たばこから電子たばこに変えて、やっぱり紙たばこの職員が臭いと感じることもございまして、喫煙されてない方は特にそう感じられるんじゃないかというふうに感じていますので、できれば、できるだけ臭いが少ないような電子たばこかそういうものに変えていただくようこちらからもちょっとお願いして、なるべく本当に住民の皆さんとか非喫煙者の方々にご迷惑がかからないように取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）喫煙所を廃止しないということなので、それに対して、ではお願いがあります。

喫煙所に誰かを探しに行くときに、喫煙所に入ると物すごく煙っています。もちろん空気清浄機も入っている状態ですが、探しに行って入る段階で、もう体に臭いがついたような状態になっております。まず、このような状態にならないようにしていただきたい。離席する際は必ず伝えて、時間管理を徹底していただきたい。探す際に中に入らないように、分かるように、外から見えるということが難しいのであれば、中に誰がいるというのを分かるようにしていただけると非喫煙者が探すときに分かりやすいと思いますので、この点を考慮してお願いしたいと思います。

それで、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問です。

全庁を対象とした業務量調査についてです。

本村は、これから企業誘致やTSMCの稼働により人口の増加が見込まれます。それに伴い、新たな事業展開などにより、職員の負担が大きくなることが予想されます。

これについて、1つ目、現在の職員数や職員配置は妥当であるか。

2つ目、職員のオペレーションの見直しや新たなシステムの構築は考えているのか。

3つ目、これらを踏まえた上で外部調査による業務量調査を行う考えはないか。

ちなみに、私が調べた中では、大津町が令和2年から令和4年の2年間にかけて、外部委託による業務量調査を行いました。そのときの委託料が大体1,474万円程度であったと思います。これらを鑑みて業務量調査を行う考えはないか、お聞きいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）お答えいたします。

尾崎議員からの現在の職員数、また、職員配置は妥当だと考えているかに

についてお答えいたします。

令和3年度より令和7年度まで、職員の定数管理を行うために令和2年10月に策定しました西原村定員管理計画に基づき、現在、職員配置及び定員管理を行っている状況でございます。この計画につきましては、効率的で無駄のない行政運営を進めていく上で、平成28年熊本地震によります復旧・復興事業を推進するため、各種施策事業を継続して推進するために類似団体と比較し、適正な定員管理を行うものでございます。類似団体としましては、約1万以下の人口の市町村が対象になります。

この計画における定員数を基に職員数の確保を行い、課長・係長などからの聞き取りにより業務の状況を勘案しながら職員配置を行っているところでございます。

職員数・配置は妥当であるか否かにつきましては、定員管理が定められています職員数で、どうやって行政運営を回していかなければならないかということで取り組んでいかなければならない案件であると思っておりますので、この定員管理計画に沿ってそれに近づけるのが妥当と考えて、職員の運営というかを回していかなければならないというふうに思っております。以上です。

○1番議員（尾崎幸穂君）2、3立て続けにお願いします。その後、また、再質問します。

○村長（吉井 誠君）次の質問の職員のオペレーションの見直しや新たなシステム構築の考え方についてお答えいたします。

オペレーションの見直し等につきましては、各課のそれぞれの業務の内容により異なるところもあるかと思いますが、基本的に各課長や係長を中心に、その課内における業務内容の割り振り等について適正に行っており、突発的・臨時的に膨大な業務を行う場合などは課を超えて業務を行ったりとか、建設課みたいに一時的に委託により職員を雇ったりして、連携して行っている状況でございます。

新たなシステムの構築につきましては、各課のそれぞれの業務における制度の創設や改正などに係るシステムの改修等につきましては、随時行っているところでございます。

また、今年度導入の証明書のコンビニ発行においても、窓口業務の事務効率化を図る目的もございまして、導入後の窓口業務の負担軽減につながることも期待をしているところでございます。

今後は、個々の職員のスキルの向上を促すために事務の効率化を図り、庁舎内における電子決裁システムの導入など、様々な角度から事務効率の向上に向けた検討を行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）職員数と残業時間数のほうを出していただきました。課により月別で出していただいたんですが、飛び抜けて残業時間が多いのが建設課ですね。その次が、人数が多いというのもあるんですが保育園、あとは住民福祉課さんが多いんですが、ここに対して、課を越えて人を配置するというを行っていると思うんですが、ないと思うんですが、課を越えて人員を配置できるというのは、経験がないとできないと思います。その経験が確実にある、ぐるぐる回って職員は回ると思うんですが、それができるようなシステムを今組んでいる状態でもこの残業量になっているということなんでしょうか。

あとは、最近電話に出ない職員が多いという話も聞きます。仕事中に手が離せない場合は仕方がないと思いますが、手が空いているにもかかわらず、誰も出ないから、忙しくしているほかの職員が手を止めて電話に出るという場面も多々あると聞いております。こういうことも含めまして、職員のオペレーションの見直し、あと人員配置は妥当に向けてやっているというところではあると思うんですが、そういうオペレーションやシステム構築、あとは研修ですね。なぜ、こういう出ない職員が出ているのかということをお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今、尾崎議員から説明がありましたとおり、極端に1人当たりの残業が多いのはやっぱり建設課でございまして、去年の実績がそうでありまして、今年は災害が多かったということで、さらに増しております。

私も建設課に長く在籍しておりましたけれども、本当土日もなく、昨日も多分朝5時ぐらいまで職員がみんな頑張っていると思うんですけれども、個人的にはどうにかしたいという気持ちがございますけれども、一方で、ほかの課の職員も頑張ってくれているような状況でございまして、自分が村長になって人事異動を考えますときに、一応課長さん方から、現状と人員配置等の話を聞きますけれども、ほとんどの課長さんたちがやっぱり人が足りない、どうにかしてくれないかという話でございまして。

でも、一方で、人を1人、定員を増やすということは、大体平均しますと、700万円ぐらい経費がかかると考えております。例えば10人増やせば、年間7,000万円、それに経常収支が増えるわけでございまして、7,000万円あれば、先ほど申しました給食の無償化であったり、いろんな施策ができるわけでございます。そこら辺を、今後、皆さんと一緒に考えていかなければならないというふうに感じているところでございます。

また、電話も取る職員は本当に決まっているというか、私のほうに電話がつながってきますのも限られたいつもの声の職員が取っているような状況でございまして、個人的な感覚から申しますと、課ごとで多少違うんじゃないかと思えます。やはり窓口職員は窓口業務がございまして、なかなか最近

1回取ってしまったら1時間とか長電話も多ございますので、課によって状況は違うかと思うんですけれども、課長会議のほうでもなるべく電話を取ってくださいということでお願いしているところでございます。

また、周りの環境も職員が新人で入ってきまして、電話を取るようにみんな指導するかと思うんですけれども、その上の職員とか上司がきちんと最初にとったときの電話対応であったり、ちょっと話が長引いたりとかお叱りのお電話等だったりとかしたら、どういう内容だったかとか、どういうふうに断ったかというのをきちんとそのときそのとき説明していれば、電話を取る自信もできてくると思いますので、そこら辺は全庁的に改善していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、質疑してください。

○1番議員（尾崎幸穂君）電話に出たくないというはっきりと言う職員もいるみたいな現状があるところで、なぜ職員が電話に出たほうがいいのか。こういうことは新人職員に対する積極的に取ったほうが良いという理由をきちんと丁寧に説明して取っていってもらったほうが良いと思います。

各課で仕事の内容が分かれている状態の中で、課の中でも一人一人が担当を持っておりという、一つ一つ担当を持っているという中で、住民さんが訪ねてきてもその担当者がいない。仕事の内容が全く分からないという状況があるような現状がそうなっているようです。

どの企業でもですが、一定数仕事を頑張らない人がいるのも事実です。でも、頑張らない人の仕事を頑張っている人に回してしまうので、頑張っている人が疲弊していつているのが実情だと思います。こういうことは一般企業ではそこで給料の差が出てくると思います。公務員はそういうことができないと思いますので、こういうことを踏まえた上で、外部調査による業務委託料調査、一人一人の業務量調査を行う考えはないか、お聞きいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）外部委託によります業務量調査を行う考えはないかということについてお答えいたします。

業務量調査につきましては、現状の業務状況等を把握し、業務改善に取り組むことで、人員配置の見直しや業務の効率化を図っていく調査であるというふうに認識をしております。

これまでに近隣を見てもみますと、議員が申されましたように、2町ございました。

1つ目が、先ほど申されました大津町で、令和2年から令和3年度まで調査を実施し、委託料として、1,400万円から700万円ほどかかったと伺っております。調査内容としましては、まず、全職員で事務事業別調査票、自分自身の仕事です。それを出してもらって調査して、全ての業務において、1年間でどの程度その業務を行っているかを細かく洗い出されております。

次に、事務事業別調査票の中で業務量、また業務比率の確認をし、業務比率が大きい業務のみ、その業務のワークフローや業務の改善点、ICT化が活用できそうな部分や外部の指定管理者などを含む外部委託に移行できそうな業務をピックアップし、全課において担当・係長ヒアリングを実施した後、委託業者を交え業務の効率化や外部委託すべきかなどの検討を行われたということを聞いております。また、平日のタイムカードの個人ごと、課ごとの集計や休日のパソコンのログの個人集計を行い、類似団体の業務量と比較して、何名過不足があるかを割り出していく調査を実施しておられ、結果、その町では、大津町なんですけれども、23名の増員が必要であるという結論になり、定数条例の改正を行い、段階的に職員の増員を実施されるということを聞いております。

次に、もう一つのまち、これは益城町でございますけれども、令和4年度に調査をされておりました、業者への委託料として480万円、500万円ほど支出をされております。調査内容としましては、まず業務効率化を図りたいと希望した部署において、業務のワークフローや業務の改善点、ICTが活用できそうな部分や指定管理などを含む外部委託について遂行できそうな業務をピックアップし、ヒアリングを実施した後、委託業者を交え業務の効率化や外部委託すべきかなどの検討を行い、結果、そのまちでは今年度において検討を行った業務において、ICTを活用した業務改善を実施されているということを伺っております。

今後の人口増や多様化するニーズに対応し、業務の効率化を図りながら、限られた職員の中で生産性を向上させる行政改革に取り組んでいくことは大変重要であると考えておりました、その中の一つの検討材料として、業務量調査は有意義であるというふうに理解をしております。

また、もし業務量調査をしたときには、県が既に取り組みされております人事評価も、これはボーナス等で多少なりとも頑張っている職員とそうでない職員に差をつける制度なんですけれども、外部による見目で評価をしていただくことも、今後、必要ではないかというふうに考えております。特に最近、不祥事も立て続けに起きておりました、根本的な原因は何であるかということをお問自答しているところでございます。

西原村の職員数は、現在86名で、保育園、それから外部へ出向であったりとか、産休の職員を除きますと、役場の中に約70名の職員が庁内にいるわけでございますが、人口7,000人規模の自治体になりますと、1人の職員が、先ほど申されましたように、幾つも係・業務を担当しなければならない状況でございます。県や市役所、数万人規模の町村になりますと、1つの係、1つの業務で何人も一緒に取り組むことができますが、それによって、多ければ多い、人数が多いほど各種の法令や制度に精通したり、理解度も深め、またチェック体制の充実も図ることができると思うんですけれども、当村のよ

うに、1人の職員が幾つもの業務を抱えていますと、業務の理解度やチェック体制の充実を図ることが厳しい状況であると。この部分を改善しないと、これまでの不祥事とかにまたつながる可能性が本当に大きくなるというふうに思っております。

1つは、業務量調査を行って職員数を増やす。近隣町村では職員定数を増やすということで、新聞報道等でも昨日も載っていたと思うんですけども、定員を1人増やすだけで、先ほど申しましたとおり、700万円ぐらい増えることが予測されます。

一方で、世間では働き方改革ということで、実現に向けて取り組まれておりまして、こうした流れを鑑みますと、職員を増やさなければならぬんじゃないかという思いもございます。本当に課長さんとか職員からも、人を増やしてくれないかという思いもひしひしと伝わっているところもございます。その要望をできるだけ平均化するために、外部からの評価、見解も聞いてみたいという気持ちも大変大きいものでございます。

このような状況の中で、もう一つ方法があるとしますならば、ICT化、またはDX化に向けて積極的な取組を行って、業務の負担軽減を図っていきたいという思いもございます。

例えば封筒詰めに関しましても、最近では印刷と封筒詰めをすぐにコピー機がしてくれたりとか、今までは会計年度の職員さんを何人も、全庁的に臨時的に集めて封詰めをしていたんですけども、今では、この前DXの会場に行ったんですけども、納付書単位で、個人別単位で封詰めして出すだけでコピーができますので、そういうのも金額と照らし合わせて、仕事の低減化に図ればというふう感じております。

いずれにしても、業務量調査につきましては、本当に興味深いものでございます。ただただ委託料から見ますと、難しいという感じもしておりますが、先日の全協のときも議員さんに相談させていただきましたけれども、最終的には業務量調査の後に、根本的な問題であります役場の体制づくり、業務改善の実現を含めたところで、よろしければ議員の皆さんと今後、継続して協議を重ねていただき、調査の有無、やるやらないも含め、今後、お声を聞きながら積極的に前向きに進めていければというふう感じております。以上でございます。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）現状、不祥事発覚後、職員全員気を引き締めて信頼回復に努めますと言われていましたが、村長から見て、職員は変わったでしょうか。数名聞いた職員の中では、そう変わってないという話を聞きます。外部の目を入れて、外部の目があることにより、一過性のものでしょうか。そして、職員一人一人の気持ちが引き締まるのではないのでしょうか。そして、今現状で、本会議初日に村長がおっしゃいました庁舎を改修して総合案内窓

口課を設置するとおっしゃいましたが、今の現状で総合案内窓口をつくったとしても、内容的なものは変わらないような気がします。オペレーションは今までどおり、一人一人が担当が決まっております、自分のことしかしないというような状況になると思いますので、どうか外部の目を入れて、オペレーションを見直して、一人一人の気持ちが変わるような研修を入れるなどして、職務に邁進していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山下一義君）日程第2、承認第7号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）それでは、承認第7号についてご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

2ページをお願いいたします。

専第7号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度西原村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,839万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月10日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

令和5年11月10日に、風の里キャンプ場の貯水槽に送水しておりますポンプのほうに故障し、キャンプ場において水が使用できない状況となり、当日及び翌日において宿泊者がおられ、修繕工事を早急に施工するため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

内容でございますが、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目13青少年の森管理費125万4,000円の増額補正でございます。風の里キャンプ場送水ポンプ修繕工事の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

改修云々にどうだこうだというのはありませんけれども、今年の春から、今も、今回の議場の村長が言われましたように、各団体ショアンショは精査してきちんとやっていくという話を春からも何か伺った記憶がございます、いろんな施設関係とか。この件に関して、例えばポンプとおっしゃられましたが、これは耐用年数とか大体もともともう危なかったのか、まだゆとりがあったのかとか、いろんなそういうチェックシートみたいなのは作っておられるのか。現実にはそれは予定外の故障だったのか。もう耐用年数を過ぎているやつとか、まだ頑張ってくれていた品物だったとか、そういうのは分かりますか。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にちょっとお答えいたします。

故障したポンプにつきましては、平成21年9月に、以前、故障して新たに入れ替えたポンプとなっております。設置して15年ぐらいということで、ポンプの性能からすると、もうちょっとはいけるんじゃないかというぐらいのところまで思っておりました。ただ送水の管の口径が40mmということと、あとキャンプ場の運営上、電源が入ったり切れたりする回数が多いものですから、そういったところで老朽化がちょっと早くなったというようなところで認識はしておりました。ただ今回の故障につきましては、想定はできておりませんでした。

あと、チェックシートにつきましては、目視によるチェック等を行っておりますけれども、いかんせん、水中ポンプの状況ですので、目視による確認はできておりません。電気系統の電圧の状況等は確認しておりました。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありますか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番、高本です。

ポンプのほうは一番入り口のところだろうと思いますけれども、タンクは一番上のほうにあるだろうと思います。タンクに水がたまった状態でポンプが故障したということになれば、当然ながら、一番下に事務所があるわけですが、事務所のほうは何ら水に困ることはないんですけれども、宿泊客あたりが上のほうにあるということになれば、先にお客さんのほうに水が来ないという状況になるわけです。当然ながら、やっぱりタンクがある時点で送水ができない状態のときには、事務所なり何なりのシステム的に警報を

鳴らしたり警告ランプがついたり、そういったシステムがついておるのでしょうか。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）ポンプ動作のシステムにつきましては、事務所では、今のところ確認できる状況ではございません。受水タンクの上のほうに回転灯が設置してございまして、回転灯が回ったときについては、何がしかのポンプの動作の不都合があるというふうなところで、受水槽まで行かないとちょっと確認できない状況ということでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）せっかくそういったシステムがあるならば、やっぱり事務所でその確認ができるように対応していただければ、1時間でも2時間でも早くお客さんに迷惑をかけない状態でそういった改修、または修繕あたりができるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひその辺のところは改良していただきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第7号、専決処分報告及び承認について「（専第7号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、議案第57号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてのファイルをお願いいたします。

議案第57号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等で住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスの導入に伴い、印鑑登録証明書の申請、交付を受けることができる規定を定める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

主な内容についてご説明いたします。

同議案フォルダ内の議案第57号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例(案)の概要ファイルをお願いいたします。

改正の趣旨ですが、本村では、今回、住民の皆様のご利便性向上等に向けた個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書などの各種証明書が取得できるコンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスの導入に伴い、印鑑登録をしている方が個人番号カードを使用し、印鑑登録証明書の申請、交付を受けることができるようにするため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

第13条第6項に、印鑑登録している方が個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請が行える規定を定めるものでございます。

本村におけるコンビニ交付の概要についてご説明いたします。

開始時期ですが、令和6年2月1日開始を予定しております。取り扱う証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、課税台帳記載事項証明書の5種類を予定しております。利用店舗は、全国のセブンイレブン・ローソン・ファミリーマートの多機能端末機、これはマルチコピー機とも申しますけれども、この機器を設置してある店舗となります。利用時間は、年末年始及びメンテナンスの日を除く午前6時30分から午後11時までとなっております。

参考資料としまして、本議案ファイルのページ3に、西原村印鑑条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和6年2月1日から施行します。

説明は以上になります。ご審議方よろしくご説明いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員(中西義信君) 6番、中西です。

便利になっていいことだと思います。ただ今の説明の中に、利用時間が午前6時30分から11時までというのは、機械の都合なのか、法律関係の都合なのかというのは。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今のご質問にお答えします。

この時間設定というのは、総務省のほうにもこういうホームページ等にも書いてありますけれども、全国共通的にこの時間帯というふうになっております。ただ、中には市町村によって若干違う時間帯もあるというふうには聞いておりますけれども、ほとんどの自治体が、今、申し上げた時間帯の設定というふうになっているように聞いております。以上です。

○議長（山下一義君）6番、中西君。

○6番議員（中西義信君）ただ単にコンビニは24時間なのでと思ってちょっと聞きました。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

村長。

○村長（吉井 誠君）この件に関しましては機械的な問題もございます。総合行政と国のこういうシステムに、毎日ある一定の時間、うちは多分2時から3時ぐらいの間だったと思うんですけども、一日一日の情報を渡しますの、その情報を渡す時間は止めていないといけないということで、その情報が渡ったらもう一回調査をして、きちんと渡っているかどうかを機械的に判断する時間で、多分24時間じゃないんだというふうに捉えています。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第58号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号のファイルをお開きください。

議案第58号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給与月額、期末手当等の改定を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、右横の次のファイルの本条例案の概要により説明させていただきます。

本条例案の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

人事院の職員の給与改定に関する勧告等に鑑み、職員の給与月額及び期末手当等の改正を行う必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

国が行う改定の内容に準じて村の条例を改正するものでございます。

給与表の改定でございます。

国の給与表に基づき改定をしております。

②期末手当、勤勉手当の改定でございます。

引上げ分0.1月分は、期末手当及び勤勉手当に均等配分しております。

下の表のとおりとなっております。

施行期日は、公布の日から施行するとしております。

第1条は、令和5年4月1日から適用し、第2条及び第3条は、令和6年4月1日から施行としております。

本条例改定案の9ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第58号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は8日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 1時58分 散 会

第 3 号 (1 2 月 8 日)

令和5年第4回西原村議会定例会会議録

令和5年12月8日、令和5年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年12月8日（金曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第59号 | 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第60号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第61号 | 西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第62号 | 西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第63号 | 西原村水道料金等審議会条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第64号 | 土地の取得についての議決事項の一部変更について |
| 日程第 7 | 議案第65号 | 令和5年度西原村一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 8 | 議案第66号 | 令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 9 | 議案第67号 | 令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議案第68号 | 令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |

- 日程第 1 1 議案第 6 9 号 令和 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 令和 5 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 3 発議第 7 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について
- 日程第 1 4 委員会報告について
- 日程第 1 5 組合議会報告について
- 日程第 1 6 委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第59号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）おはようございます。

議案第59号についてご説明いたします。

議案フォルダの議案第59号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてのファイルをお願いいたします。

議案第59号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等で住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスの導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容についてご説明いたします。

同議案フォルダ内の議案第59号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）の概要ファイルをお願いいたします。

改正の趣旨ですが、今回、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から、住民票の写しなどの各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスの導入に伴い、コンビニ等で交付する住民票の写しなどの証明手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

本村におけるコンビニ交付の開始時期、取り扱う証明書など、概要につきましては記載のとおりでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

コンビニ交付で取り扱う予定の所得証明書、課税台帳記載事項証明書の手料は、現行では、第2条第1項第23号、その他の証明手数料規定により取り扱っておりますが、今回、所得・課税に関する証明手数料として、個別に

規定を定めます。

次に、コンビニ交付で取り扱う証明書5種類の手数料については、現行では300円と定めていますが、第2条第2項により、個人番号カードを使用してコンビニ等で多機能端末機による証明書交付の場合の手数料を表のとおり、150円と定めるものでございます。

次に、附則にて、期間限定で、コンビニ交付で取り扱う証明書の交付手数料を10円とする規定を定めるものでございます。コンビニ交付で取り扱う証明書の交付手数料については、本改正条例第2条第2項により150円としますが、住民の皆様は、より身近なコンビニで証明書の交付サービスの便利さを知ってもらい、実感してもらい、このことと、マイナンバーカードの普及促進のために、令和6年2月1日から令和7年3月31日まで、期間限定で手数料を10円とするものでございます。

参考資料として、本議案ファイルのページ3に、西原村手数料徴収条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は令和6年2月1日から施行します。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

住民の方にとっては、利便性が増してよろしいのではないかと思いますし、カードの普及にもつながるのではと思っています。また、伺いたいのは、先日伺ったときに、それによって発生する経費といいますか、関係箇所とかに、何か幾らか、村としてそれに対して経費を払わなければいけないというのを伺いましたけれども、改めてもう一度教えていただけませんか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今のご質問にお答えいたします。

今回のコンビニ交付サービスに伴いまして、3店舗を利用しますけれども、コンビニ事業者さんへの委託手数料というのが発生します。こちらにつきましては、コンビニで交付した1通当たり117円というのが発生します。

また、別に年間維持費としまして、システムの利用料及び運営負担金というのが年間で発生してくるという形になります。いずれにしましても、こちらにつきましては、年間維持費というランニングコストが発生しますけれども、先ほど申し上げましたように、住民の皆様の利便性向上という形で、それを目的に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）せっかくですから金額もいいですか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）申し訳ありません。

今、申しました年間維持費のコンビニ業者さんへの委託手数料というのは1通117円と申し上げましたけれども、これがコンビニ事業者さん、要はどのくらい交付があるかによって、これは毎年変動がございます。

また、システム利用料につきましては、こちらは、今、年間約300万円ほどになります。それと、運営負担金というのが約69万円というふうになっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番、高本でございます。

この中で、利用料が10円ということで、期間限定されておりますけれども、マイナンバーカードの普及促進ということでございますけれども、現在の普及というか、マイナンバーカードの取得者の現状を教えてくださいと思います。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

西原村でのマイナンバーカードの交付率でございますけれども、直近で、11月30日現在ですけれども、今、72.12%となっております。県平均が79.6という形で、ちょっと大きく下回っている状況でございますけれども、今回の10円を提案させていただきましても、これを機に10円としたのが啓発効果を最大に高めるということで、今後、コンビニ交付での利便性を住民さんに実感していただいて、役場に来る負担を少しでも減らせればという形で、それに伴ってマイナンバーを取得していただける方が多くなることを、そのためにもちょっと今回取り組ませていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）普及率の向上とか、多分、普及促進の一端を担っていただくということで、10円ということでございますけれども、この普及の期間限定でございますけれども、来年の2月から再来年の3月までということで、2月からということで本当に今年度で卒業する子どもたちだったり、そういった部分は非常に住民票あたりは必要かと思えます。この普及がなかなか伸びない場合は期間限定を解除とか、延期することも考えておられるかどうかをちょっと村長のほうに伺いたいと思えます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）10円の期間限定、時限立法ということで設定させていただいておりますけれども、取得者の年齢層を見ますと、結構若い年齢の方が取得されていないということが結果に出ておまして、そこら辺も、情報

漏えい等の問題もあって、伸び悩んでいる分もあるかと思いますが、若い世代の方は、なかなか仕事をしながら、休んでから役場に来ないと住民票等が取れないということで、多数声がありましたので、少しでもマイナンバーカードを取得していただいて、便利になるよう努めていきたいというふうに思っております。

10円の期間は、様子を見ながら、あんまり少なければまた延長を議会の議員各位にお願いするかと思うことになるかと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第60号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 小栗 優君 登壇 説明）

○税務課長（小栗 優君）議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号のファイルをお願いします。

議案第60号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年7月20日に公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

同議案ファイルの2ページ以降に、改正の改め文と参考資料としまして、新旧対照表をつけております。

主な内容説明につきましては、別ファイルの西原村国民健康保険税条例の

一部を改正する条例（案）の概要、税務課資料でご説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例についても改正する必要が生じました。

2の主な改正内容については、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置の導入についてでございます。国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合、または出産した場合には、政令で定める基準に従い、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額します。対象者は、令和5年11月1日以降に出産する予定、または出産した被保険者で、対象期間は出産予定月または出産の前月から出産月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は、出産月の3か月前から出産月の翌々月までの6か月間となります。

以下の表で、令和5年11月から令和6年2月までに出産予定、また出産者の例を掲載していますが、各対象期間のうち、令和6年1月以降の期間、丸の表示の部分が減額の該当月となります。減額内容は、対象者の所得割及び均等割の12分の1の額に出産被保険者の産前産後期間のうち該当月数を乗じて得た額を、以下の表のとおり計算し、減額するものです。

この条例の施行期日は、令和6年1月1日です。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第61号、西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号のファイルをお開きください。

議案第61号、西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について。

西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

本村の中央簡易水道事業において、令和6年4月から地方公営企業法を全部適用し公営企業会計へ移行することに伴い、同法を既に適用している工業用水道事業の設置規定に簡易水道事業を加える整備を行うほか、関係する条例の規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本条例（案）の概要ファイルにより説明をいたしますので、そちらをお開きください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

総務省より地方公営企業法を適用していない簡易水道事業及び下水道事業の実施団体へ、この2つの事業を重点事業と定め、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、地方公営企業法を適用して公営企業会計移行に取り組むよう要請が行われております。

これにより、現在、地方公営企業法を適用せず、地方自治法に規定された特別会計により事業運営を行っている本村の簡易水道事業について、令和6年4月1日より、地方公営企業法を全部適用し公営企業会計へ移行して、経営状況等の明確化を図り、企業の経営を適切かつ効率的に行い、必要なサービスを将来にわたり安定的に提供するために、本条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

また、今回の改正においては、既に地方公営企業法を全部適用している本村の工業用水道事業はあることを踏まえ、その事業の設置及び経営の基本に関する事項を規定している西原村工業用水道事業の設置等に関する条例に中央簡易水道事業の規定を新たに追加・改正し、それに合わせて整備が必要な関係条例を本条例の附則において10件改正し、また、2件廃止するものでございます。

続いて、主な内容をご説明いたします。

まず、題名でございますが、本条例に簡易水道事業を追加するために、条例の題名を西原村工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に改めるものでございます。

第1条第2項につきましては、生活用水その他上水を村民に供給するため、西原村中央簡易水道事業を設置することを規定するものでございます。

第1条の2につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定、組織体制、職員の身分を全部適用することを規定するものでございます。

第2条第1項につきましては、他条例を含め、工業用水道事業と簡易水道

事業を合わせて水道事業等という表現に改めるものであり、以下の改正条文の本則や附則においても、他の表現を含め改めております。

第2条第3項につきましては、簡易水道事業の基本理念である給水区域、給水人口、1日最大給水量を規定するものであり、給水区域においては西原村中央簡易水道給水条例第2条をそのまま移行しております。

また、6月議会定例会において議会承認を得ました大津町との公の施設の利用に関する協議書第2条別表給水区域にある大津町の一部区域の各地番20筆を給水区域のカからクに追加しております。ケにおいては、西原村中央簡易水道給水条例にある付図を別図という表現に改めて、本条例の附則の次に移行し、それに大津町の一部区域を追加しております。給水人口及び1日最大給水量においては、当村簡易水道事業における水道法による現在の認可内容を追加規定しております。

第3条第3項につきましては、管理者の権限である水道事業等の事務処理をさせるために水道課を設置するというものでございます。

次に、附則でございます。

附則第1項において、本条例の施行期日は令和6年4月1日としております。

附則第2項は、関係条例の廃止でございます。

まず、西原村簡易水道特別会計条例においては、この改正後、条例により設置する簡易水道事業会計に移行するために廃止するものでございます。

次に、西原村中央簡易水道事業特別会計財政基金条例は、現在の基金残高約1億6,000万円において、新年度からの事業会計の引継ぎ厳禁となり、貸借対照表での流動資産のうち、普通預金と併せて現金預金扱いになり、今までの基金という概念が公営企業会計にそぐわないために廃止するものでございます。

附則第3項については特別会計条例廃止に伴う経過措置でございます。現在の簡易水道特別会計に係る債権、債務、剰余金や資産等は、新しい簡易水道事業会計に引き継ぐということを規定するものでございます。

ここからは、関係条例の改正でございます。

附則第4項については、西原村課設置条例の一部改正でございます。

西原村課設置条例は、村長部局における課設置及び事務分掌の規定であり、公営企業の場合は、改正後の本設置等に関する条例で規定するものであります。

よって、村長部局における水道課の事務分掌は、水資源対策及び合併処理浄化槽設置整備に関する事項に改めるというものでございます。

次に、附則第6項については、西原村職員定数条例の一部改正でございます。

水道等事業の公営企業職員を兼務2名から1名及び兼務2名の計3名に改

めるものでございます。

なお、定員合計については95名のままであり、今回の改正はございません。

次に、附則第8項については、西原村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。

第2項第5号にある水道事業緊急出動手当については、水道事業等に係る職員への特殊勤務手当であり、村長部局の例規ではなく、公営企業関係の例規で規定する必要があるため、関連する第7条を併せて本条例より削除し、別途改正予定である規定に移行するものでございます。

次に、附則第11項については、西原村公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の題名改正でございます。

題名のうち、公営企業職員を水道事業等職員に表現を改めるものでございます。

次に、附則第13項については、西原村中央簡易水道給水条例の一部改正でございます。

第2条の給水区域及びその付図については、この設置等に関する条例に移行するために削除するものでございます。

その他、表現や引用する条文名及び条番号等の改正を行っております。

参考としまして、議案の9ページ以降に新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）今までは、特別会計が2本立てだったと思うんですけども、今後、経理上はまとめて出されるのか、別々に出されるのか、お願いたします。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

今までは簡易水道の特別会計と、もう一つが工業用水道事業会計だったと思いますけれども、簡易水道特別会計が簡易水道事業会計ということに変わる。工業用水道事業会計はそのままでありますので、事業会計が2本立てになるということでございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第61号、西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第62号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号のファイルをお願いいたします。

議案第62号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について、西原村長等に対する給与の特例に関する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本条例(案)の概要によりご説明いたします。

本条例(案)の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

職員の事務処理の失念に伴い、村長の給料月額を減額する西原村長等に対する給与の特例に関する条例の新規制定を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

村長の給与月額を令和6年1月1日から令和6年1月31日までの1か月間、100分の3相当額を減額するものでございます。

施行期日、令和6年1月1日から施行でございます。

なお、この条例は令和6年1月31日限りで効力を失います。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員(堀田直孝君) 4番議員、堀田です。

今回のこの減額、村長自ら出されたということは、村長が責任があるということを感じての議案提出でしょうか。

○議長(山下一義君) 村長。

○村長（吉井 誠君）今回、事務の失念ということで、私の責任であると痛感しているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今回、またまたまた不祥事ということでございます。

また、今回、扶養手当を過大支給、職員3名全員返還へということで、熊日新聞に載っております。これでは、西原村は5日、40代から50代の男性職員3人に配偶者の扶養手当179万円を過大に支給したと明らかにした。時効5年を超えて3人とも返還する。また、時効の分を返還するというので、3人は年末調整に際し、扶養家族の変更を申請していたが、扶養手当についても別に届出が必要なことを認識していなかったという。というこれも失念でしょうか。事件、事案も。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）失念であると思います。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）失念というのをちょっとググると、うっかり忘れることと書いてありますが、これはうっかりしたということではないかと私は思います。

それと、この文章に書いてあります内容から見たら、この払わなかった3人が不正受給していたようにも取りかねない。しかしながら、全協で、私、指摘をしましたが、これは事務段階、年末調整ですね、そのときの届出のときに事務担当が怠っていたのではなかろうかと。考えてみますと、私も職員を経験していますが、年末調整して扶養を入れる場合ですよ、やっぱり保険証がダブるから当然職員気づいとる。職員も、だから指摘がある、届けているということですけども、今回、全協で私が指摘しましたとおりに、たまたまベテランの職員が見つけたんじゃないだろうか。以前から総務課のこの給与担当というのは、若い職員が、何か慣例かのごとく担当としてされておるといことで、これは、この件に関しましては、この該当者3人が悪いのか、事務担当が怠っていたのか、それはどちらになりますでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）事務担当が悪いのか、その本人が届けていないのが悪いのかということについても役場の中で話をして、本人たちからも事情聴取した結果、基本的には出すべき書類を出していないということで、本人さんたちも反省をしているということで、当時の担当はちょっと役場にはもう現在いませんので、話を聞いていませんけれども、役場の中では基本的には出すべき異動届というのをを出していなかったことが原因ということで、認識でしょうか、まとまった見解でございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今、村長が当時の担当とおっしゃいましたが、これ

7年間続いているから、たまたま今回ベテランの職員が見つけたと認識しておりますが、昨年見つけてもよかったんじゃないですか。一昨年前見つけてもよかったんじゃないか。ということは、担当おりますよね。そこはどうでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）当時の担当はいませんけれども、それから後の担当もおります。その担当に聞きましても分からなかったということで、異動があったときとか、そういうときには分かったのかもしれないけれども、前のを見返していなかったのが悪かったのかなということで、反省はしているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）といいますのが、私もこの不祥事、以前起こしております。そのときの熊日新聞には、プレス発表堂々と大きく出ております。このときの不祥事は、西原村が国民健康保険税の滞納者に対する時効の中断を怠り時効が成立していること、その内部調査で分かったということで、そのときの処分なんですけれども、加藤義明村長は指導監督責任を認め、自ら3か月、収入役、当時は副村長ありませんので収入役が副村長の代わりですけれども、副村長が1か月間、いずれも10%と。今の処分はたった3%ですね。消費税にも満たない。これで住民感情として納得できるんでしょうか。前回、前々回、職員の、組合のありましたが、そのときは、担当課長まで処分を受けている。当然、担当課長は昇給が遅れる処分ですね。今回、副村長は管理者ですよね。何の処分もありませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今、堀田議員からお話がありました当時の事例、金額も非常に高いということと、長年にわたっていたということでそういう処分になったんじゃないかと思います。今回は、金額、大小は関係ないと思うんですけれども、やはり市長会、町村会とか、近隣の、例えば阿蘇郡市長会等と相談をしまして、こういう3%という、これまでの事例等も鑑みまして、提案をさせていただきました。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）前々回が、発表が遅れたということで、今回はもう全協で出されました。ほかの町村と村長いつも言われますが、他町村、南阿蘇村も阿蘇市も不祥事を起こしておりますが、自らプレス発表しています。西原の場合はプレス発表というのはないのでしょうか。これはもう、こういう議会があってからの記事が載っているだけ。そのあたりはどんなでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）一応、議員さんにお話をして、その後、報道等にはお話

をしているつもりでございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）やっぱり、先ほど村長も言われました金額の大小ではないと思うんです。職員は、やっぱり公務員として対価として給料をもらっている。ですから、先ほど議案の給与の人事院勧告のアップ、そういうのに対しても議会は何も言いませんが当然と思っております。その対価に見合う仕事をしていなかったから、こういう処分があるということだろうと思いますが。

今後、やっぱりそのあたりも鑑みて、住民感情、要は私たちも住民感情、住民からの指摘をもって受け取ります。それじゃないと、職員が名前を発表されていなくても、多分あれだろうあれだろうと、あれが悪かったろうと。今、私、こういうのが出れば、あれは誰やと聞かれます。それは分からんという、あれとあれとあれだろうと。そういう言われた職員は、関係なくとも大変なことだろうと。やはり職務を、こういうことでも一緒ですけども、やはり村長は職員を守るという立場もありますので、やはりそのあたりもしなければいけません、善と悪というのは、何もかも隠すじゃなくて、何もかも出さないじゃなくて、それはちゃんとけじめをつけてやっていかんと、またあるんじゃないでしょうか、この不祥事が。これで4回目ですよ。このことに関しては、次回の議会で何かあるということ認識しておってよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今、報道等とかに全く発言をしていないような、私はそういうふうに、私が発表していないというふうに聞こえたんですけども、別に、発表とかはきちんとしているというふうには認識しております。

特に、1回目の事件のときに発表が遅れたということで、その後はできるだけ早い段階で議員の皆さんであったり、報道等にも発表しているというふうに思っているところでございます。

また、次回あるかどうかにつきましては、また、町村会とか近隣市町村、これまでの事例等を含めて精査していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ここでは、私はあくまでも提起でありまして、今後、先ほど言いましたほかの管理者、そういうあたりはどうするかというところですけども、もう長くなりますので、これで私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）この内容の100分の3、これに対してはあまりにも低過ぎるんじゃないだろうか。十数年前に100分の10、10%しとるのに、これに100分の3、どんなでしょうか、住民感情で考えてということで、私はこの提案に対して反対いたします。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論がないようですから、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第62号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第63号、西原村水道料金等審議会条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号のファイルをお開きください。

議案第63号、西原村水道料金等審議会条例の制定について。

西原村水道料金等審議会条例を次のように制定することとする。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

本村中央簡易水道事業の円滑な運営を図るための審議を行う附属機関として新たに審議会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本条例を制定する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本条例（案）の概要ファイルにより説明いたしますので、こちらをお開きください。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

令和6年4月1日より、本村の簡易水道事業が地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計へ移行することに伴い、経営や資産の状況などの情報を的確に把握した上で最大限に活用し、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくことが求められていくと思われれます。

そのような中で、将来的な中央簡易水道事業の円滑な運営を図るための審議を行う附属機関として、新たに審議会を設置するために地方自治法第138条の4第3項の規定により条例で定める必要があることから、新たに西原村

水道料金等審議会条例を制定するというところでございます。

続いて、主な内容でございます。

第1条は設置に関する規定で、中央簡易水道事業の円滑な運営を図るため、審議会を新たに設置するというものでございます。

第2条としましては定義。本条例内における料金等は簡易水道給水条例による水道料金、加入金、手数料を定義するものでございます。

第3条につきましては所掌事務。簡易水道事業の管理者である村長の諮問に応じて、料金等やその他必要と認める事項について審議することを定めるものでございます。

第4条につきましては組織及び委員。審議会の組織構成を規定しているもので、委員は、村議会議員や学識経験者などの中から8名以内として村長が委嘱し、任期は委嘱の日から審議終了までとするものでございます。

第5条につきましては会長。審議会に会長を置き委員の互選で定める。また会長は審議会会議の議長となる旨を定めるものでございます。

第6条につきましては会議。会長が審議会会議の招集を行い、議事は出席委員の過半数で決する旨を定めるものでございます。

第7条につきましては意見の聴取等。必要に応じ、委員以外の者の出席や資料提出を求めることができる旨を定めるものでございます。

第8条につきましては庶務。庶務は水道課で行うことを定めるものでございます。

第9条につきましては報酬等。委員の報酬及び費用弁償は報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する旨を定めるものでございます。

第10条は委任。この条例以外のその他の事項は別に定めるとするものでございます。

あとは、附則に施行日を地方公営企業法の適用日に合わせ、令和6年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

まずは、聞きたいのは第4条の3。その項目を見ますと、給水区域の問題とかいろいろ審議をする会があるのはいいことだと思っておりますけれども、何となく、この文言を見ますと、値上げの会合をして終わったら解散かというふうにも受け取れます。そこらあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

今後、簡易水道事業において、様々な問題と、料金のほうも将来的にはも

ちろん改定する場合も出てくるかもしれません。それに応じて、今までも過去に料金改定もございますけれども、こういう審議会がなかったということで、将来を見据えて今の段階で審議会を設置するというところで考えているところでございます。

あくまでも、料金だけでどうということではなくて、それ以外の審議する案件が出てきたら、また、こちらの審議会でいろいろ審議を行っていくことも考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）人口増加を念頭に思っておられると思いますので、そこらあたりをやっぱり考えると、水道料金というのは、やっぱり生活に密着するところの分野でございますので、そこらあたりが、改めて即値上げではないと聞いていいのかな。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）お答えいたします。

令和6年度から、この簡易水道の事業会計として大きく変わるのが、やはりいろんな資産等を含めた減価償却が費用に入ってくると、そういうところもございますし、将来的には、村内の一番大きい小森水道組合も統合というところも見据えておるというところで、将来的に、この事業会計が来年度動いていってどのような数字が出るのか、今現在も全く見当がつかないところでございます。小森水道がもしも統合した場合にまたどういうふうな収入、また資産のほうが増えて、そして減価償却がどうなっていくかということもまた見えていないところでございますので、やはり今の段階で将来的にどうなるということは、なかなかちょっとお答えが難しいところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）水のことに関しては、何回か質問させていただいています。去年から、主要な施策の成果に関する説明書において、漏水等を金額で出させていただいています。やっぱり、これは大事なことだと思っておりますし、昨日の一般質問等でもございました町内のいろいろ思い、何か取組姿勢を考えていくということに関しては、立米を単価に変えたことは、今、昨日の質問にもあったところに、村長が答えていた変化にはなっていくのかと思っております。全てがそれだけでは、何でも金額でどうのこうのだけではないけれども、そういった自覚意識云々が芽生えてくることが一番大事かと思っております。それと、そういうところをきちんとやるのが大事かと思っております。

どうもその値上げを気にしたというのが一番と、いろんな会合をして取り組むのはいいことだと思っておりますが、そこら辺は、そのときにやっぱり漏水等も一緒に考えながらやっていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ありがとうございます。

もともと、この審議会はあったほうがよかったんじゃないかというふうに思っております。表示の仕方であったり漏水対策であったりとか、これから先の料金体系であったりとかいう場が、以前からあればよかったですけれども、これを機に皆さんと一緒に、将来の水道料金とか維持管理等々、相談しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

今の中西議員のことについて、第4条でございますけれども、審議会は議員8人以内をもって組織するというふうになっておりますが、この8人以内というのは、人口の件数に対して8人いないときは、8人以内といえど2人でもよかわけですね。2人となればいろいろな審議をする上で、ちょっと問題がありやせんかとも。人口、件数で、何人何人と決めてあるのであれば、ちよっとうなずきますけれども、以内というのがちよっと疑問に関わりますので、その点はどうでしょうか。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

この条例を検討する中で、他の団体の同様の条例もいろいろ参考にしたところでございます。そういう中で、やはりどこの団体も何名以内ということしておりますし、多くても10名付近、それも少ない町村のレベルでございましたらやはり8名とかそういうふうなところでございます。

一応、想定をされるのが、先ほど申されましたとおり、だから2名とか、そういうことで考えているところではございません。やはり、この第4条の第2項の1号、2号、3号、4号でしておりますけれども、例えば、おのおの2名ずつの8名、基本的に今8名以内とすれば、もし8名できるなら8名でいくというふうに考えているところでございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第63号、西原村水道料金等審議会条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時02分）

（午前11時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議案第64号、土地の取得についての議決事項の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号のファイルをよろしくお願ひします。

議案第64号、土地の取得についての議決事項の一部変更について。

令和5年第3回西原村議会定例会において議決された議案第47号、土地の取得についての議決の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、所在地、別紙土地明細書のとおり。

2、地目、畑、山林、原野、宅地、公衆用道路。

3、地積、変更前10万9,975.06㎡、変更後11万4,248.06㎡。

4、取得予定価格、変更前2億2,376万5,461円、変更後2億3,248万7,911円。

5、契約の相手方、変更前契約筆数70筆、契約人数38人、変更後契約筆数73筆、契約人数42人。

提案理由といたしまして、既定予算に基づく鳥子地区新工業団地造成事業に係る事業用地の取得につきまして、別紙土地明細書の土地につきましては、新たに地権者から土地売買仮契約を締結させていただいたことにより、令和5年第3回西原村議会定例会において議決された議案第47号、土地の取得についての議決事項の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の事業区域における用地取得の進捗状況といたしましては、事業用地内全ての筆において用地の仮契約の締結を完了いたしました。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）訂正があるそうです。

○企画商工課長（堀田和也君）すみません。議案書の訂正をお願いします。

5番の契約の相手方のところで、変更前契約筆数70件というふうに書いております。あと変更後につきましては契約筆数73件と書いております。こちらの単位、件につきましては、変更前契約筆数70筆、変更後契約筆数73筆というところで訂正をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

この今訂正された部分ですけれども、多分今度3筆ということですから、これは8番と9番の迫ノ谷770番と771番、それとこれツカハラと読むんですかね、38番の山林862番地の増ということで間違いはないでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）別紙の議案書の土地明細書につきまして、今回追加になった筆ということで、8番の770番地、9番の771番地、あと38番の862番地の以上3筆で間違いございません。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）この議案が提出された時点で、私ちょっと登記簿謄本を取って見たんですけれども、770番と771番は同一人物ですよ、持っておられるの。あと1個が違う方ということになると、これは契約人数は38人が42人ということは4名増えておりますが、実際2名増えているんじゃないかならうかと思えます。その辺いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）すみません。8番と9番の筆、こちらにつきましては、登記簿上はお一人の方になっております。こちらのほうがお亡くなりになられておりました相続が発生しております。相続につきましては法定相続者が3名いらっしゃいます。本人さんのご意向により、相続登記はせず3名での登記を行いたいというところですので、法定相続者3名での買取契約を行っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

仮契約が済んだということで、これで全部仮契約ができたということになったんですが、ちょっとお聞きしたいんですが、あそこの場所、要するに工業団地を予定している場所、この間行ったら、前は私たちが知っている部分では斎場の北側ですよ。今サツマイモかなんか植えてありますよね。あそこの畑が、斎場のところ。それから下は今、盛り上げてなっているんですが、あれから一番下の日置工業さんが今盛土されているんですが、あそこまでの間、あそこはずっと昔は谷だったんですよ。県道沿いのこちらから行ったら

左側、実際行ったらガードレールをつけないかところにはガードレールがなかったんです。その分だけ土が盛ってあったんですよ。危なくないように。それから下はずっと谷間になっていたんです。

そこをいつ頃あそこを盛土してされたのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんです。あそこはかなりのだから土を入れておられると思うんです。そこはどこから土を持ってきてあそこに入れられたのか、盛土されたのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時24分）

（午前11時27分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）桂議員のご質問にお答えいたします。

あそこ付近の盛土につきましては、昭和63年の水害がっております。そのときの木山川の災害復旧事業等々の残土、そういったものをあそこのほうに置いてあるというふうなところで確認をしております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今答弁されたように昭和63年、多分平成になってからあそこを埋めておられると思うんです。かなりの盛土でないとあそこ、今見てもらったら分かるように、1か所なんか2m以上の高く盛土をしてあるわけです。あの下にかなりのやっぱり土が入っていないとあれだけの盛土はできないと思っている。

ちょっと私もいろんな人と話をしよったら聞いたのが、一時期は雨が降ったりなんかしたら穴が空いて沈みよったらしいんです。あんなところに何で工業団地をとられたからという話です。そこに持ってきたのが河原の水害の土、土とかいろんなものが入っていると思うんですよ。岩も入っているということだったから、そういうものが入っているところの盛土。それも転圧しているわけでもない。ただ盛土しただけ。そこを今後どうするのかなど。地質調査もまた地盤調査、それは大丈夫なのかなどというのもあるんですよ。

それと、先ほど言われていたんですが、谷底にあった畑の面積と今の面積というのはかなり違います。そこはどういうふうにしてこれ出したのかなど、そこがあるんです。

だからそこらあたりが、やっぱり買ってもらっている人はそれはいいですよ。でも、これ全部今、税金を使ってそれを買うことになっている。じゃ、そこらあたりがどういうふうにしてそこの面積を出したのかな。盛土してもらって、だからそこらあたりは私も分かりません。そちらのほうでどこまでか分かっているのかな。そこらあたりをちょっと知りたい。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時30分）

（午前11時34分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）先ほど言いましたけれども、地質調査、またその地盤がどうなのか、そこらあたりの調査はこれからするんですか。今までやっているんですか。ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）地盤の調査につきましては、全部で4か所ほど今、設計のほうでボーリング調査のほうを実施しております。その中で、地盤が弱いところ、あと盛土材とかによって、盛土する土質によっても変わりますので、そういったところを踏まえて、総合的に検討しながら工事を進めていければと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）それでは、ちょっと副村長にお聞きしたいんですが、専門のところで。

30年近く前に盛土をしているわけです。その部分でただ盛土している、それで地盤については大丈夫なのか。要するにかなりの盛土をしていると思いますよ、あそこ。そこもきちんとやっぱり調査されとったほうがいいと思うんです。

村が買えば、何か出れば村がしなくちゃならないですね。これまた税金を使ってまたしなくちゃならないんです。それを全部ほとんど、だから盛土と考えるとやらんといけませんよね、実際。

そこらあたりをどうかちょっとお聞きしたい。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（松山兼二君）初めての機会をいただきましてありがとうございます。

構造物を造るときには、やっぱりそういった昔からの変わっているところも視野に入れながら、ボーリング調査等で地盤の支持力とかを確認して、そういったものを設計に反映していくということで設計されているというふうに考えています。

ですから、そういった昔の形状、盛土が多いところはそういうところを中心にボーリングをして、その支持力を確認して構造物の設計をしていくということになっていると思います。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）私がやっぱりずっと心配しているのは、やっぱり盛土に対して物すごく心配しているわけです。ということは、今まで皆さん方

聞いておられたと思うけれども、要するに上のほうまで全部盛土じゃなかという感覚があったんじゃないかなと思うんですよ。ほとんど盛土だぞというのをやっぱり考えてもろとかんといかんのかな。それできちんとしたことをやっていかないと、後で何か出たときに、じゃ誰が責任持つかということですよ。そこが大事なんです。やっぱり村が責任持たないですよ、売ったからには。そうでしょう。だからきちんとしなさいということです。

だから、きちんと調べるところは調べてもらいたい。そしてやらんといかんですよ。私が何で反対しよるかという、そういうのがあるから反対しとつとです。私、あれで反対しよるわけじゃないです。皆さん方に対してどうのこうの言うて反対しよるわけじゃない。そういう問題があるから、そういうところでいいのと言っているんです。

というのは、買った人が後で何か出たと言うたときにどうするのか。そこらあたりまで心配しています。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 測量設計等、またボーリング等の本数に関しましては、国の指針等に従ってやっております。それ以上多く掘れということであれば、また一般的に言えば過剰な税金の無駄遣いという状況であるというふうに考えております。

私たちも国等の基準とか県の指針に沿って測量設計をしております。本数も大体何m当たり1か所とか、何㎡当たり1か所というものに基づいて行っておりますので、それに従ってしたのを信用していただけるのか、信用していただけないのかという問題じゃなかろうかというふうに感じております。以上です。

○議長（山下一義君） ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君） 今、信用するかしないかというところですけども、非常に信用しにくいところが、先ほど桂議員が言われたときに、あそこは盛土だった過去を知っていた職員が何人もいなかったですよ、今。この議員さんでもあんまりおられん、鳥子出身者で。議長は鳥子で知っておられた。それがただの今までの自然の盤から盛土するのと、何十mと、先ほどかなり、そこからするところを、村長が国の指針とかおっしゃいますけれども、あと一つが、私たち一応反対していますから、やはり住民のそういう人たちからのこれはおかしいという意見がいっぱい来る中で、実際1回、ポリシーさんのほうにも出ておりましたが、その発言された方が私にも、こことこは埋めておるもんねとはっきり言われました。何を埋めたかもはっきり言われた。だから、埋まっておるところを私知っておりますが、ユンボも一番大きいコンマ7で深く掘削して、その後から埋めておるからちよつとやそつとじゃもう出てこんぞと言われております。

そういうのがポリシーに出たことによって警察のほうに言っておるということですが、県の廃棄物対策課、警察課、そのあたりの動きはどのようになっていますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員のご質問にお答えいたします。

県の循環社会推進課、現場のほうに赴いて業者と立ち会って適切に対応されたというふうに聞いております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）先ほど言いましたとおり、コンマ4ぐらいで掘っても絶対出ないんです。そこが適切にされたのかというのはすごく疑問に思います。

やはりこういう疑念が残っておる。村民もかなり読んでおる。その中で、私たちのほうにはいっぱいそういう話 comes。やはりそういうここだけの話で、疑念で反対しているわけじゃない。住民から、当初告発というか、そういう基に私たちは議会で住民の代表としてしゃべっております。そのあたりもやはり鑑みて事業をするべきじゃなかろうかと思えます。以上です。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。以上ですね。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

ですから、今、質疑にありましたとおりの理由で、私はまだそこまでちゃんと疑念が払拭されるまでは、こういうことは進んじやいけないと思うということで、この議案に対して反対いたします。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第64号、土地の取得についての議決事項の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第65号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君)議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号のファイルをお願いいたします。

議案第65号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第6号)。

令和5年度西原村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,850万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,689万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業1,758万9,000円。

10災害復旧費、1農林水産施設災害復旧費、現年度農地等災害復旧事業1,950万円。

同じく10災害復旧費、2公共土木施設災害復旧費、現年度道路橋りょう等災害復旧事業1,950万円でございます。

6ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

1、変更。

起債の目的、14、道路橋りょう等災害復旧事業債(道路橋りょう等災害復旧事業(現年度単災))、15、農林水産業施設災害復旧事業債(農地等災害復旧事業(現年度単災))、16、辺地対策事業債(道路等維持補修事業)。

補正前、限度額、8,920万円、970万円、6,050万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

変更後、限度額、1億870万円、2,230万円、6,400万円。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金1億941万円の増額補正でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

中段の款16県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金4,181万8,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業委託費県補助金の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1億1,010万7,000円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金等の増額でございます。

款項同じく、目2特別会計繰入金2,018万6,000円の増額補正でございます。令和4年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算繰入金等の増額でございます。

款22村債、項1村債、目6災害復旧事業債3,210万円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧事業（現年単災）等の増額でございます。

次に、12ページから、歳出でございます。

各費目の人件費において、職員の給料、職員手当等、共済費の改定等により補正を行っております。

中段の款2総務費、項1総務管理費、目8企画費4,966万6,000円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金関連経費等による増額でございます。

13ページをお願いします。

中段の款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費1,735万円の増額補正でございます。戸籍情報システム改修業務委託料等による増額でございます。

14ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費6,554万5,000円の増額補正でございます。低所得世帯支援給付金等による増額でございます。

款項同じく、目4障害者福祉費2,290万円の増額補正でございます。自立支援給付費等サービス費などによる増額でございます。

15ページをお願いします。

下段の款同じく、項2児童福祉費、目2児童措置費2,317万7,000円の増額補正でございます。保育園キャノピー改修工事等の増額でございます。

18ページをお願いします。

中段の款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費6,575万2,000円の増額補正でございます。商品券事業（第2弾）委託料等の増額でございます。

21ページをお願いします。

中段の款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費4,050万円の増額補正でございます。農地災害復旧事業測量設計業務委託料等の増額でございます。

款同じく、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう河川等災害復旧費2,030万円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧事業発注者支援業務委託料等の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時57分）

（午後 0時55分）

○議長（山下一義君）それでは、休憩前に引き続き午後の部を再開します。

議案第65号の説明が終わりましたので、内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）歳出のほうになると思いますけれども、15ページでございます。一番下の児童措置費の中で委託料でございますけれども、この中にキャノピーの改修工事辺り、その下に工事請負費がございますけれども、この内容につきましては一応伺いたいと思いますけれども、その前に、この今、保育園が改修に至った経緯と、これ実際私が役場におったときに県産材の木材の利用ということで、補助事業ではなかったかというふうに認識しております。補助事業の結果のほうからいきますと、木材の建物からすれば21年とこの話は聞いとるんですけれども、木材は二十数年、ちょっと、22年、上回っております、まだ補助金の適化の中にあるんじゃないかなというふうに認識しておりますけれども、その辺のところを含んだところで説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）保育園長。

○保育園長（岩村智子君）高本議員のご質問にお答えいたします。

まず、これに至った経緯になりますけれども、西原保育園のほうが発立よりもう20年以上が経過しております、今年度予算によりまして劣化調査等を行いましたところ、老朽化、腐食のほうが進んでいるということでございましたので、改修のほうをさせていただくならということで計上させていただいたところです。

県産材につきましては、当時、県産材のほうを使用した木造で、木を使った園舎ということで建設をさせていただいているかと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）同じということもありますけれども、補助金の中で

あるならば撤去、もしくはもうほとんど現況復旧という形になろうかと思えます。撤去になれば当然ながら補助金の変動あたりも課されるかなというふうに思っておりますけれども、修復となれば同等または同等以上というのが修復に対しての公金でありますので、その辺のところはお考えでこの辺の設計ができていますのかなというふうに思っておりますけれども、金額が金額でございますので、その辺のところも含んだところ、この中に解体費あたりが、やっぱりばらしたりしてまた組み替えたりするというのも、その辺の中身についてちょっとご説明があればというふうに思います。

○議長（山下一義君） 保育園長。

○保育園長（岩村智子君） お答えいたします。

今回、園舎入り口キャノピーの屋根ということで計上させていただいております1,518万円のこの内訳でございますが、概算にはなりますけれども、まず、本体工事として約1,086万円、そして既存のキャノピーを解体する解体工事費として139万円、それと工事期間中、正面入り口を利用することができなくなるため、別に仮設通路が必要となりますので、その仮設通路設置工事費として293万円の合計1,518万円として計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（山下一義君） 2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君） 本体工事が1,100万円不足ということと、解体費が139万円ということ。ただ安全策として仮設の道路だったりすることで293万円、この293万円がちょっと高くはないかなというふうにちょっと懸念をしますけれども、これは保育園の園児を守るということで仕方ないとは思いますが、その辺のところは1回精査していただいて、できるだけやっぱり1,500万円という多額な金額になりますので、その辺のところはもう一度見直しをしていただいて、やっぱり方策として回り道のあたりを再検討していただいたりして、削減ができないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君） 保育園長。

○保育園長（岩村智子君） お答えいたします。

まず、仮設通路の件につきましては、これはやはり園児の登降園及び保育時間中の園児の安全性を考慮しながらというのを第一に考えておりますので、その安全対策を取れるような形で通路については決定した事業所と協議をしながら、設置をしていきたいというふうに考えております。

また、本体工事につきましても、先ほど図面のほうをお配りさせていただいておりますが、まだこれは案という状況ではございますが、この後また素材等も考慮しながら、できるだけ安価に、安全のほうは第一に考慮しながら、設計をしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山下一義君） 2番議員、高本君。（「もういい」の声あり） オーケー。

ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）金額はちょっとびっくりしておりますけれども、やはり監査の折、いつも園長には、もう保育園も相当古くなっております。いろんなところを扱わないけんで、長寿命化においてどこをするか検討してくださいというようなことは、常に言っておったと思いますけれども、やはり皆さん言われるように、あまりにも金額が高いので皆さんびっくりしておられます。

建物の大きさなんですけれども、これは今の建物の大きさと変わりはないんでしょう。柱のところあの位置ですね。基の基礎の部分の大きさの建物でしょう、この図面は。多分そうじゃないかなと思っておりましたけれども、やはり建物自体だけでも我々一般的から考えますと、物すごく金額が高い。坪数にすれば坪百何十万円とかなりますね、これ。普通ではちょっと考えられない金額だなと思っている。

解体費はもう仕方がないと思いますけれども、やはり今後修理はしていかないかと思っておりますけれども、何社か見積りを取って、安全面は考えなくちゃいけないと思っておりますけれども、やはりこれは補助もないんでしょう。国から補助ありますか何か、この建物に対して。ないんでしょう。

であれば、やはりもう少し節約していただいて、まだ屋根のほうも全然建てたまま扱っていないし、壁ももう相当傷んでおりますし、通路もほとんどざらざらになっておまして、まだ扱うところがいっぱいありますので、ここだけにこんなお金をかけるんじゃないかと、もう少し抑えるところは抑えてちょっと見直しをしていただければと思っております。

○議長（山下一義君）保育園長。

○保育園長（岩村智子君）ご質問にお答えいたします。

先ほどの大きさの話になりますけれども、そもそもこちらのキャノピーについてなんですが、特に雨の日等につきましては、子どもたちの出入りのときにやはり雨にぬれないようにということと、特に梅雨時期であるとか夕立の激しい雨のときに、保護者の方が車をキャノピーの下まで移動されて、私たちのほうが車に乗る補助をしているという状況でもございますので、できるだけ同等の大きさと同等の機能を有したものとして設計をしたいというふうには思っていたところでございます。

ただし、やはり金額につきましては、できるだけコストを抑えるような形で設計をしていけたらというふうには思っているところです。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）担当は総務委員会だと思っておりますけれども、やはり委員会の中でもこれは特に興味を持っておられますので、その中でも話合いも

ちょっと見ていただくとか、そういうのはできないかと思うんですけれども。

やはり一般の常識から見ると、これ何坪あるのかな。坪150万円ぐらいになりはせんかなと思うんですけれども、空間なんですよ。建物自体が空間で柱と屋根だけで、どんなに強度を使ってもちょっとこれはぜいたく過ぎるんじゃないかなと思います。もう少し頑丈でいいのができると思います。

何社か、できるなら数多く見積りをしていただいて、1社、3社じゃなくても地元の大工さんでもいいんですけれども、案をもう少し検討していただきたいなと思います。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。

村長。

○村長（吉井 誠君）キャノピーの単価とかの件につきましては、単価や積算に関しましては、国、県、市場単価、物価分等の関係法令、基準にのっとり積み上げを行っているところでございます。

この結果を受けて、通常は公共単価、公共の規則にのっとりた積み上げを行って、業者さんたちの入札により低くなったり高くなったりするのが公共工事じゃなかろうかというふうに思っております。できるだけ現況の機能を有して、機能も雨どいとかが必要ということでありましたので、必要最小限でできるだけ安く取り組んでいくようにします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

震災復興の関連質問ですけれども、よろしいでしょうか。

熊本地震の復興基金交付金の残額の市町村への一括交付について質問します。

11月21日の熊日新聞の記事で、平成28年熊本地震復興基金交付金の残額50億円を市町村へ一括交付する方針を示したとの報道がありました。用途は、地震から復旧・復興や地震の地域の防災力の向上に限ると。ただ従来より使える要件が緩和し、国の事業を活用した際に生じる地元負担への充当が可能であるほか、市町村の独自事業への充当額も2分の1までといった上限を撤廃し、全額充てられるようにしたというものの内容である。

西原村に交付されるこの基金交付金を、熊本地震から仕上げの復旧・復興事業に有効に活用していただきたい。布田地区においては、村のおかげで上布田・下布田復旧・復興事業は完了しすばらしい住環境が完成しています。一方、北向新屋敷地区は、一部の擁壁等の工事は行っていただいたが、既存の村道はそのままで緊急時の避難通路としては厳しいままである。現在、布田地区全体の防災力の向上をするために、北向新屋敷地区の道路の拡幅の要望が布田区自治会から提出されていると思うが、地域の防災力の向上を目的とする基金交付金の趣旨にも合致し、村の負担も軽減できるので、この基金

交付金を活用した検討と早急な事業着手をお願いしたい。

これは布田だけに限らず、被災の大きかった6集落を対象としていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）上野議員のお問合せの新屋敷方面なんですけれども、地震前から測量設計が一番西のほうの三差路ですかね、そこを計画されておりました、工事を実施しようかというところで地震が来ており一時中断しているところでございます。

今、布田に関しましてはスズメイズカ立野線をやっております、それが終わったら順次、北向新屋敷のほうにも進めていきたいというふうに計画をしているところでございます。復興基金関連につきましてもいろいろございますので、有効に活用させていただいて、できますならそこにも充ててやっていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）私も布田の同じ集落に住んでおまして、私たちのほうはもう大型車がじゃんじゃん通れる。北向新屋敷においては、救急車がやっと通れるぐらいの道幅なんです。私も布田に住んでおまして、この方たちとは少し申し訳ないなという気持ちを常に持っております。何とか道路の拡幅ができればありがたいものでございます。

今、空き地も結構ありますし、周辺の民家の方々も喜んで協力されると思いますので、何とか進めていただきたい。地震当時はすごい状態で、どこから手をつけていいか分からないような状況でございました。そのとき今の村長が復興建設課長として中心的に頑張っておられまして、今度村長となられまして、最後の仕上げとして復旧・復興の最後の仕上げをやっていただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

村長。

○村長（吉井 誠君）6集落以外も河原とか宮山とか辺地事業債が使えるところと別に使えないところで村負担とかがありますので、できるだけ早急に積極的にそういった各集落の改修を進めていければというふうに思っておりますので、また用地等お願いするかと思っておりますけれども、そのときはご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

ページは、12ページ、企画費です。ふるさと納税関連の経費等書いてありますけれども、実際経費として何%ぐらい、もしくは利用できるお金が幾らとかそういうのが、具体的な金額もしくはパーセントでもいいから教えてい

ただければ。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、歳入として寄附金が入ってきますし、あと支出する経費ということで返礼品代、送料、あとは中間の手数料、各サイトとかの維持管理の手数料、そういったものを含めて今現在ちょうど50%ぐらいで運用させていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）50%が経費ということですか。50%しか使えない。なかなか厳しいものがありますね。分かりました。

企画課長にお答えいただいたので、続いて、河原団地の新しく団地を販売した売上げ、売れ筋の状況だったりとか何かちょっとしゃべれたら、お客が多かったとか少なかったとか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）特別会計の住宅造成関係だと思えますけれども、こちらのほうにつきまして今年度3区画の造成が終わりました。11月に入りまして募集を行いまして、最初は全て募集があったんですけども、応募後に1件だけ実は辞退がありましたものですから、今現在3区画のうち2区画につきましては契約が終了しております。残り1区画についても今募集を12月いっぱい行っている状況でございます。1月にもし抽せん会等が必要であれば1月に開催をいたしまして、最後の1区画につきましては来年の1月には契約をしたいというふうに思っております。

なおかつ、募集の要件につきましては、小学生以下の子どもがいるご家庭ということで、現在2区画の契約をしておられる家庭につきましては、小学生の以下の子どもが3名、2世帯で3名いらっしゃいます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは、20ページになります。教育費の西原村子ども習い事応援臨時給付金、こちらの説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）坂本議員のご質問にお答えします。

教育総務費の事務局費に計上させていただいております負担金、補助及び交付金にあります西原村子ども習い事応援臨時給付金、こちらにつきましては、物価高騰に直面する子育て世代の臨時的な給付措置として、小中学校の児童生徒がいらっしゃる世帯を支援するものでございます。

習い事としまして、特に習い事をしていなくてはいけないということでは

なく、スポーツ、文化、学習、様々な習い事に対する臨時的な措置で、現時点で習い事をされている、これをきっかけに習い事をしたい、または習い事をちゅうちょされている、いろんな形でご家庭の応援ができればというところで計上させていただいております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。今のことを踏まえますと、習い事を今からする人にも配られるということで、対象は全員、小学生から中学3年生までが全員ということになるのでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）坂本議員の質問にお答えします。

現時点で習い事をしていなくてはならないということではなく、全ての児童生徒、小学生404人、中学生215人、計619人が対象となります。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

このことについて村長にお伺いしますけれども、こちらは前回言われておりました子どもたちに何かしてあげたいということで、ふるさと納税とかを言われておりましたけれども、そちらではないということでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ふるさと納税のほうで売上げがある限りは、こちらのほう活用させていただければというふうに思っています。また、できればこれは継続していきたいなというふうに感じております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。ぜひふるさと納税を伸ばして、ずっと続けていただければと思います。

また、教育委員会のほうになりますけれども、その下のほうのバリアフリー化の工事の設計委託料というのがございます。またその下に地質調査というのがございますけれども、これはこういった内容のものでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）坂本議員のご質問にお答えします。

バリアフリー化工事設計業務委託、そして併せまして地質調査業務委託料でございますが、こちらは西原中学校にバリアフリー化のためにエレベーターを設置するための設計業務というところで、計上をさせていただいております。こちらが令和7年度に実施の予定を考えておりました、令和6年度に設計をとということで計画をしておりましたが、令和6年5月までに次年度の事業費を提出しなくてはならないということの通達がございましたので、設計のほうを先にさせていただきまして、進めるためのバリアフリー化工事設計業務委託料でございます。

あわせて、エレベーターの設置等になりますので、地質調査も併せて実施させていただくための委託料でございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。これはもうこちらを設置するために、地質調査というのはしなくちゃいけないということが上からあったということですのでよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）エレベーターを設置するに当たり、設計業務をすることに対する地質調査でございます。設計を作るための地質調査というところでございます。設計をするために必要であるというところで、予算を組ませていただいているというところです。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

18ページになりますけれども、18ページの特産品開発及び販路開発ということで、今までどういふことをやってどういふふうな展開をされてきているのか、そして効果的にはどれぐらい上がっているのか、それをちょっとお聞きしたい。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）桂議員のご質問にお答えいたします。

今回の特産品開発販路開発業務手数料というところのご質問かと思えます。こちらの金額につきましては、インターネット販売関係の手数料という形で今回計上させていただいているところでございます。これまで産業課等で行われております特産品開発関係につきましては、そういった団体等がございましてそちらのほうで一応進められているというところで、詳細につきましてはそちらの団体で進められていますので、開発をしたとかそういったところは団体のほうで確認をしてほしいというか、そういったところで進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）特産品ですから、どういうものを使ってどういう商品を作っているのかというのは分かっておかないと、販売できないんじゃないかなと。だから、そこらあたりは把握しているんでしょう。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）特産品開発というふうな形で書いておりますけれども、現在いろんな形で各事業者さんが、商品という形でそれぞれの店舗で販売もしくはインターネットサイト等で販売、そういったのをされているかと思えます。その中で、新たな商品開発の新しい形として、今現在具体例として、村内の飲食店と養豚農家さん、こちらのほうをうまく結びつけて、

コラボによる豚肉等の販売、併せて加工品の販売といった形で、新規の事業展開の実績があるというところはございます。

こういった形で、今現在の事業者さんそれぞれが持っている商品をうまくコラボという形で、新たな商品の開発と、そういった意味の商品の開発というふうなところで進めていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

今の説明というのがちょっと分かりにくかったんですが、今現在、西原村にある業者さんをマッチングさせて、新たな商品を作って販売をする手助けをしているということなんですか。それとも、もう役場が間に入って、こうしてくれああしてくれということを行っているということなんですか。その開発手数料というのはいちよと説明をお願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたそれぞれの事業者さんの商品を扱っておられる中間の業者さんが、いろいろ助言だったりいろんな販売方法だったり、そういったのを助言して新しい商品を作ったというところで、双方の業者さんのお手伝いという形での契約を考えております。その新しくできた商品の販売実績により、手数料という形でお支払いできればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

村長。

○村長（吉井 誠君）ちょっと分かりにくかったかと思います。今、お店が西原村にいっぱいあったりとか、農家さんが唐芋を出されたりとか、いろいろこういうのを市場に出してみたいというときに、例えばお米を10kgが一番売れ筋なのか3kgが売れ筋なのかとか、パッケージはこういう色とか形がいいとか、箱型がいいか持てる型がいいとか、例えばさっき申しました豚舎とお肉屋さんがマッチングして新しいお肉を、例えば宮崎とかの肉の加工場に出していて宮崎で販売していたんですけども、やっぱり西原村で自分のところで育てたやつは自分のところを出したいという気持ちがおありなんで、そこら辺をお肉屋さんと相談して、マッチングして新しい商品が出て、市場に売り出すような形が今できております。

業者さんも役場もお店の方も一緒になって取り組んでいるところでございまして、やはりもういきなりお金をやってしまうと、委託業者のほう甘えじゃないんですけども、途中で尻切れになったりとかしますんで、役場としましてはできれば成功報酬でいきたいということで、今回こういう手数料という形で計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）すみません、先ほどキャノピーの話がありましたけれども、この件についてもう少しちょっとお聞きしたいんですが、実際見積りを出されているのは1件ですよ。1件だけですよ。そのところからの見積りでこれ出されているんですかね。1社ですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）見積りといいますか、公共では市場単価であったり物価本であったりとか、こういう単価を使いなさいという基準がございます。労務単価もそうなんですけれども。それにより積み上げを行っているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）私たちも地震後、家を建てておりますけれども、家を建てるときでもやっぱりいろいろなところを見て回って、そしていろんな話を聞いて自分たちで建てるじゃないですか。今さっき言われたんですけども、基準が決まっているようなことを言われるけれども、こういう建物を建てるときに、それしかできないのかな。だから、この前の委員会でもこれは高過ぎるんじゃないかなという話をしたよね。やはり少しでもやっぱり抑えてできるものだったら、安全でできるのであれば、そういうものを考えていなくちゃならないんじゃないかなと思うんです。

これがもし自分が金を出して造るんだったら、こんな高いのを造るのかなと。やはり村の税金を使って、皆さん方の税金を使ってやるんだから、もう少し考えてもらわないといかんなど。

それと、もしこれを保護者に、すみません、こういうふうにして金が要りますので、保育料をちょっと高くしますよと言ったら猛反対ですよ、これ。そういうことなんです。住民はそこを見ていると思うんですよ。あなたたちがしているのは、要するにこれはもう決まりがこうですもので、それが通るのかな。やはり今から先考えていくのは、少しでも抑えられるように、そして安全面でも安全であれば、そういうところをやっぱり建設業者とかそういうところにも聞きながらでもやっていかないと、無駄に高いものを造らなくちゃならない。

だから、今回私たちは思っているんですが、この金額でこれ予算を通してくださいというのであれば、これで造られたら今度は皆さん方がこれオーケーしたということで造られると思うんです。やはりこの予算を一旦凍結して、次にまた考えて出してもらいたい。そして、3月の定例会でもいいです。だけれども、それまでにはやはりもうちょっと検討してほしいなど。このままやってほしくないなというふうには思っております。

村長、どうでしょうか。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） この件に関しまして、私のほうでやっぱり議員が申されましたとおり、最初に設計が上がってきて金額を見たときは、もう本当にえっぴたいな驚きを感じたところでございまして、私が比較検討材料としまして、総合体育館の入り口にアクリル板のひさしがあるんですけども、屋根の面積ベースで平米単価をちょっと調べてみました。総合体育館のアクリルの透明の横壁もないような建物で、平米当たり約23万円かかっていました。それはそれでちょっと驚いたんですけども。

次に、保育園のキャノピー自体の撤去費を除いたところで、屋根の平米当たりの単価を算出したところ12万6,000円ということで、約半分ということで、片やアクリル板の壁なしの建物が23万円で、保育園のほうは約半分ということだったんで、もしかしたら妥当なんじゃないかという気にはなりました。

屋根の形状も、通常は基本的には補助事業で建てておりましたんで、原形復旧または機能回復を基本ベースに設計をしてもらったところでございます。屋根も丸型から三角に簡素になっていまして、それから一応積算等に精通しています土木経験者等の人たちにも数人見てもらいまして、労務単価とか材料等もほぼほぼ規定どおりになっているということで、自分も想像以上に金額が高いというふうに思って、単価等を見直しても適正じゃないかというふうに今感じがしております。

また、テント等の布みたいなやつで簡素なやつにできないかということで、一応保育園の設計をしたところと以外のところに聞いてはみたんですけども、その返答として、テント型と、テントの布地のやつなんですけれども、テント型と今度保育園で今日図面配っています保育園の形状、または総合体育館みたいなアクリル板の簡素なやつとかを比較したところ、テント型に関しましては耐久性にまず乏しいということ、あと支柱の本数が増えるということを知りました。ワイヤーが必要である。また、不燃性の材質が少ないということで、燃えやすいことなど公共事業での建設設計コンサルとしてはお勧めできない。また、西原村のような風が強い地域ではテント型は不向きということでございました。

もう本当に議員の皆さんが少しでも安くと言うのはもうひしひしと伝わっております。役場の職員も少しでもその企画の中でどうにか安くならんדרוかとかというのは、常日頃、全職員調べながらやっていることと思いますので、そこら辺はご理解いただければと思います。

例えば解体にしましても、通常であれば一気にがしゃんと壊して安く上がるかとは、民間であれば思いますけれども、やはり公共でやったときには、足場とか飛散防止とか、また騒音等も加味しなければならないというふうに規定がありますので、その規定に従ってしか自分たちがやれないというか、

ほかの規定以外のことで一気に壊してくれとか頼んだ時点で、何かあったら村の全責任になりますので、基本的には普通の国の法律、条例等であったりそういうのも、土木の積算とか工事のやり方もその規格に沿ってやっているつもりでございます。

本当に高いとか、あれだったら要らないんじゃないかということはあるかもしれませんが、よければ、ここで議員さんに問うて、そのご意向に従っていきたいというふうに思います。お願いとしましては、躯体自体の解体がもう本当にいつ壊れてもおかしくないということで、もっているのは横壁がまだ多少しっかりしているからもっているような感じなので、できれば躯体の解体と、躯体解体したら入り口からいきなり子どもさんが出てきたときに危ないので、出入口にガードパイプか何か安全対策の費用だけでも、取りあえず見させていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）関連しますが、これは今、村長が議員さんにとおっしゃったんですけれども、この改築について保護者の意見というのは聞かれたのかと。多分聞いていないんじゃないかなろうかと。私がちょっとこういう問題が出たときに少し保護者の方と聞いたときに、あれ必要なかよ、年に何回雨降るねとそういうふうに。ただあったらいいですかと言えば、それはあったら便利だから造ってくれと言うかと思うんです。でも、ここで1,500万円かかります、あったほうがいいですかと保護者の皆さんに問うたら、どういうふうに答えられるでしょうか。

私ももう危険であれば撤去はしてもいいと思います。ただ、造るということになったら、ちょっともう少し村長が言われるように、委員会にも諮ってもらって委員会で検討したり、保護者にアンケートを取ったり、そういう民意を聞いての予算執行じゃないといかんと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）私もいろいろ考えました。例えば1回撤去して使ってもらって、やはり不便であるとかという声が上がれば、また造らないといけないのかなと、金額も公表した上で。意外とこれでいいのか、しようがないと思われるのであれば、もしかしたらそれでもいいのかもかもしれませんので、役場の設計費を組んでいただいた以上は、執行部としましては基本、先ほども申しました原形復旧、最低限の機能回復ということで進めてまいりました。

これに関しましては、賛否両論あるんであれば一旦解体だけさせてもらって、それで使ってもらった後に、また来年度なり新しい答えが出れば一番いいのかなというふうに、私個人としては感じております。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）この点につきまして、私が一番最初に冒頭にお尋ねいたしたところでございますけれども、一番最初に言ったと思いますけれども、補助金があるならば補助金を出しているところに何うのが先ではないかというふうに思っています。原形復旧ということで補助金者が言うならば原形復旧する。撤去してもいいですよということになれば撤去でもいいですけれども、まず最初に聞くのは、補助金を出しているところにお尋ねしながら、前のほうに進めていただきたいというふうに思う。

私個人としては、やはり今あって不便ではなく逆に便利のいいと。私も現役時代は、子どもたちの送迎にマイクロバスを何遍か使わせていただきましたけれども、あれのあったおかげで雨の日でもスムーズに子どもたちの園児が、乗り降りができるというふうに認識しておりますので、できましたらばそのまま原形復旧をさせていただければ幸いかなというふうに、立場的には思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今、高本議員の話がありましたが、一応私としては取りあえず撤去は認める。その予算は認めますが、以前こういう議案がありましたが、村長が案は出しておりますが執行しませんという約束で、新たに次の議会で提出されたということもありますので、やはりここを採決する場合に、これだけが原因で反対するというのも何かと思いますので、ここでそういうあたりを検討してから執行するというような約束はできませんでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）できれば、もしかしたら繰越しとかさせていただくことになるかもしれませんが、先ほど高本議員が申されました補助金を頂いていますので、そこら辺もやがて20年前になりますので、かといって耐用年数が法定で22年でございます。減価償却等でそんなに金額は多くはないかもしれませんが、果たして全撤去していいのか等も含めまして、一旦先ほど申しました撤去だけは、撤去と子どもたちの安全確保だけをちょっとさせていただいて、その間、定例会であったりとかというときに議員さんたちに話を聞いて進めていくなればというふうに思います。

撤去費用と工事を分離した場合には、多少の経費はちょっと割高にはなるんですけれども、そこら辺はご了解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）といいますのが、今、高本議員が22年までということですが、これがもう耐用年数を過ぎれば改築になるのか新築になるのかといったときに、私が思うのは、当時は県産材を使った補助事業があったと。ある程度長くはもたん、鉄骨に比べれば、というのを分かった上で建ててお

るわけです。それはなぜかという補助事業があったから。

今回ここで1,500万円を新築で使って、もう3年後にはもう無理だよということで新築になったら、それが無駄になりやせんだろうかという話が出やせんか。だから検討をお願いします。

だから、今、吉井村長の答弁というのは、一応予算は認めていただいて、必要最小限何か県のほうに尋ねられて、撤去していいよと言ったときは撤去させてくれと。あと、物については次回の議会まで繰り越すということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）県等に聞いて、もしかしたら撤去はあとその耐用年数までいけないと言われたら、多少の補償工事をこの中から認めていただいて、22年経過するまで待つのか、撤去してよかったら撤去させていただくんですけども、補助金をもらった関係上なかなか難しいということであれば、簡単な補強とかそういうのをこの中の予算で対応させていただいて、取りあえず早急に建てることは、また一旦中断させていただければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第65号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

ただし、この第65号は条件付で可決ということになります。以上、報告します。

日程第8、議案第66号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,077万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金7万7,000円の増額補正でございます。財政安定化支援事業繰入金7万7,000円の増額補正につきましては、財政安定化支援事業算定額決定に伴う増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目3一般被保険者療養費65万円の増額補正。社会保険資格失効後の診療に伴い、過去に遡り保険者負担が発生したための増額補正であります。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,207万円の増額補正であります。感染症罹患後の治療が高額であったための増額補正であります。

同じく款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金82万円の増額補正。出産予定者の増加に伴う増額補正であります。

あとは予備費を1,419万4,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第66号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第67号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第67号につきましてご説明いたします。

議案第67号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,858万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金281万2,000円の増額補正であります。

目4保険者機能強化推進交付金90万6,000円の増額補正。

目5介護保険保険者努力支援交付金137万9,000円の増額補正。交付決定に伴う増額補正であります。

目6事業費補助金につきましては、システム改修に伴い52万7,000円の増額補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金145万円の増額補正であります。

目2その他一般会計繰入金、事務費繰入金98万4,000円の増額補正。

目5保険料軽減強化繰入金、令和4年度保険料軽減強化繰入金精算に伴い46万6,000円の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費151万2,000円の増額補正であります。委託料、法改正対応介護保険システム改修業務委託料105万6,000円等の増額補正であります。

8ページをお願いします。

款2保険給付費、項4特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス等費482万7,000円の増額補正。負担増に伴う増額補正であります。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金2,006万円の増額補正。令和4年度介護給付費負担金等の精算に伴う増額補正であります。

9ページをお願いします。

同じく款4諸支出金、項2繰出金、目1繰出金660万9,000円の増額補正。令和4年度介護給付費等の精算に伴う一般会計への繰出金の増額補正であります。

あとは予備費を2,738万4,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）訂正ありますか。大丈夫ですね。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（発言の声）

暫時休憩します。

（午後 1時58分）

（午後 1時59分）

○議長（山下一義君）再開します。

訂正をお願いします。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほど委託料の金額を105万6,000円というふう
に申しておりました。正しくは105万5,000円の増額補正ですので、よろしく
お願いします。訂正をお願いします。

○議長（山下一義君）質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第67号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時00分）

（午後 2時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第68号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予
算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第68号につきましてご説明いたします。

議案第68号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）。

令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,098万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金38万円の減額補正。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額に伴う繰入金の減額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金37万9,000円の減額補正。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額に伴う減額補正であります。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目2健康増進費4万円の減額補正。あんま・はり・きゅう施術利用者の増加に伴う負担金の4万円の増額補正であります。

あとは、予備費を4万1,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）訂正をお願いします。

○保健衛生課長（松下公夫君）訂正いたします。

健康増進費を4万円の減額と申しましたけれども、4万円の増額補正であります。訂正いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第68号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第69号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第69号についてご説明いたします。

議案第69号のファイルをお開きください。

議案第69号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,296万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

4ページをお開けください。

歳入につきましては、今回、補正はございません。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出、款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費の給料、職員手当等を合計で38万6,000円の増額補正でございます。人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び期末手当等の改定に伴うものでございます。

次に、項2営業外費用、目2消費税相当額154万7,000円の増額補正でございます。

こちらにつきましては、令和4年度の消費税確定申告において、消費税の年税額が消費税法に定める基準額を超え、中間申告が必要になったことから、納付税額として増額するものでございます。

また、各増額補正に伴いまして、項3予備費、目1予備費を193万3,000円減額補正しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第69号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

村長。暫時休憩。

（午後 2時23分）

（午後 2時25分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12、議案第70号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を村長にお願いいたします。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）それでは、議案第70号につきましてご説明を申し上げます。

議案第70号のファイルをお開きください。

議案第70号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

支出、第1款水道事業費用、2,785万6,000円、0円、2,785万6,000円。

第1項営業費用、2,402万9,000円、11万1,000円、2,414万円。第2項営業外費用、72万5,000円、0円、72万5,000円。第3項特別損失、1,000円、0円、1,000円。第4項予備費、310万1,000円、マイナス11万1,000円、299万円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,580万円は、建設改良積立金800万円及び損益勘定留保資金

780万円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,111万7,000円は、建設改良積立金800万円及び損益勘定留保資金1,311万7,000円で補填するものとする。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款資本的収入、7,000万円、4,500万円、1億1,500万円。

第1項企業債、7,000万円、4,500万円、1億1,500万円。

支出、第1款資本的支出、8,580万円、5,031万7,000円、1億3,611万7,000円。

第1項建設改良費、8,580万円、5,031万7,000円、1億3,611万7,000円。

債務負担行為。

第4条、予算第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に、次の1条を加える。「第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。」

左から事項、期間、限度額の順に読み上げます。

土地賃借料、令和5年度から令和6年度まで、1万5,000円。

企業債。

第5条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり補正する。

追加、起債の目的、工業用水道水源地さく井事業、限度額4,500万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

左から科目、既決予定額、補正予算額、計の順に読み上げます。

(1) 職員給与費1,004万6,000円、10万7,000円、1,015万3,000円。

令和5年12月5日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)説明書。

収益的収入及び支出でございます。

収益的収入に補正はございません。

続きまして、収益的支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費のうち、給与、手当を合計で10万7,000円の増額補正でございます。人事院の職員の給与改定に関する

勧告等に鑑み、職員の給料月額及び期末手当等の改定に伴うものでございます。

使用料及び賃借料につきましては、後ほど説明します資本的支出、建設改良費に伴う土地の賃借料4,000円でございます。賃借期間が来年度まで継続することから、それまでにかかる費用見込額を、今回補正予算第4条において、債務負担行為限度額として1万5,000円お願いするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入、款1資本的収入、項1企業債、目3企業債、資本的支出、建設改良費に計上しました水源地さく井事業費の資金として、企業債を4,500万円借り入れるものでございます。

なお、後の元利償還金に対する交付税措置はございません。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目2原水設備工事費、工事請負費4,996万2,000円の増額補正でございます。これは、既存の鳥子工業団地内企業における契約水量増の要望に対する取水量の増強及び新工業団地の整備に伴う工業用水道における水需要に対応するため、既存鳥子工業団地の南側付近に新たな水源地を整備しようとするものでございます。

本年度におきまして、鳥子工業団地付近での地下水脈の電気探査業務により、地質構造や地下水の冠水状況の調査を行った結果、地下約200から250mにおいて、地下水取水利用の可能性が示されました。さらに、鳥子工業団地において、同規模の井戸が2か所あり、揚水量に対する水位低下も含め取水能力も大きいと判断されており、今も問題なく取水されている状況でございます。

これによりまして、今後の水道施設配置や施設整備費用、将来的な大規模災害などを勘案した上で候補地を最終選定し、直径約400mm深さ約250mの井戸掘削作業から取水位置の検討、ケーシングパイプの計250mmの挿入や内部洗浄、揚水試験までを行う水源さく井工事費用を追加補正するものでございます。

このさく井工事につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定されました建設改良費繰越しとして、初めから来年度までの年度をまたがる工期で行う予定としているところでございます。

次に、補償金の35万5,000円の増額補正につきましては、さく井工事に伴う掘削予定地にあります立木の補償費でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第70号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

日程第13、発議第7号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、発議第7号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第14、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

4番議員、堀田君。

(総務福祉常任委員会委員長 堀田直孝君 登壇 報告)

○総務福祉常任委員会委員長(堀田直孝君) 総務福祉常任委員会より、視察の報告をいたします。

総務福祉常任委員会では、令和5年11月7日から8日までの1泊2日にて、茨城県取手市議会とJAXA筑波宇宙センターの行政視察を行いました。

まず、取手市議会は、昨年令和4年11月1日から2日間、本村議会で全国市町村国際文化研修所JIAMにて、議会改革を考えるという研修に参加しました。その研修の中で、取手市議会事務局の岩崎弘宜氏より「住民参加・情報公開を進める取組」と題し、事例紹介及び演習を受けました。その内容は、デモテック戦略によるデジタル技術の活用や議事録視覚化システム、住民参加・情報公開を進める取組について、改革の経緯や現状といった内容でありました。

しかし、その研修では、短時間であり詳しく話を聞くことができず、今回の研修にて、取手市がこれらの取組を始めることによる効果と今後の展開等をお聞きし、質疑応答を通じて理解を深めるための研修目的でありました。

研修内容としては、大きく3点。1、タブレット端末の活用、ペーパーレス化の取組、2、SNSを活用した広報活動、3、議会改革における女性議員の活動の3点を研修させていただきました。

第1点目のタブレット端末の活用については、取手市では令和2年8月に導入されたとのことです。導入背景としては、従前の採決システムの動作安定化と議会のペーパーレス化、オンライン会議ソフトウェアを活用したZoomでのオンライン会議、LINEを活用した情報共有・情報交換でありました。その効果としては、SideBooksの導入により、半年でペーパー約9万枚の削減、事務室内コピー機も年間約1万5,000枚の削減、議案書印刷・とじ込み、議場や会議室への配付時間が年間130時間削減されたとのことでした。

その中で、本村においてもタブレットは導入されているが、取手市の赤羽議員が、タブレットを導入したなら即ペーパーレス化をしなければ税金の無駄遣いで意味がないという指摘に、ごもっともだと思いました。また、表決システムも、せっかくタブレットを導入したならばソフトを追加すべきだと思われました。

このほか、取手市では、議会広報紙のウェブ版に切替えをされ、たくさんの幅広い年齢層に読んでもらえる工夫や、経費の削減、女性議員による議会改革特別委員会の取組などの研修を長時間受けることができました。

11月8日のJAXA筑波宇宙センターの研修は、昨年11月にJAXAの新事業促進部企画調整課の円城寺雄介氏が来村され、JAXAでは熊本地震の折、人工衛星写真で地震の被害状況を把握しておりましたが、当時協定を結んでおらず、西原村へ何も協力できませんでしたとのことでした。そこで、当時の衛星データと西原村の被害状況を検証しませんかとの提案をいただき、今回の研修となりました。

実際、熊本地震発生時には、JAXAは人工衛星の第1、2号で緊急観測を実施し、熊本地方から阿蘇地方にかけての地殻変動の面的な広がりや観測、滑りを生じた震源断層の長さ約35kmであると推測され、国土地理院は地盤の変動の敏速な検出を行っています。これらの変動情報は、国としては、速やかに復旧・復興に活用されたとのことで、今後、自然災害等の発生時には、この人工衛星データの活用は重要であると認識されました。

また、現在は、宇宙ビジネスということで各県や自治体が参入していることで、例えば、宇宙食においても各自治体が特産物を宇宙食用に開発し、それをふるさと納税の返礼品にしたり、大分県では大分空港を宇宙船の着陸基地構想に参入したりしているが、残念なことに、まだ熊本県では取組がないとのことでした。

今回のJAXA視察研修において、宇宙ビジネスは遠い将来のことではなく、今は、各自治体が模索し競争していることを身にしみて感じました。本村においても、何か取り組めることはないか考えさせられる研修でありました。

以上で、総務福祉常任委員会の視察報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですから、自席に帰ってください。
ほかに報告ございませんか。

2番議員、高本君。

（産業教育常任委員会委員長 高本孝嗣君 登壇 報告）

○産業教育常任委員会委員長（高本孝嗣君）2番議員、高本でございます。

西原村議会議員の産業教育委員会の研修報告をさせていただきます。

研修先の選定理由について、まず最初、申し上げます。

鳥子原野に設置されている風力発電機が、耐用年数経過により新たな発電機に替わって、撤去の後新設が行われ、その中で、これまでと同型の風力発電機を新たに設置することが望ましいんですが、現在、新しい風力発電機のサイズについては、そもそも国内メーカーのものではないため、既存のものより大きいサイズの生産しかしていないということでございます。

しかも、これまでの数倍の大きさになるということで、ブレード、羽根が巨大になることが予想され、回る音の振動がどのくらいのものか、近隣住民への環境の配慮が今後必要ではないかなど心配されることが想定され、実際に検証すべきだということを考え、これから行われる西原村のリプレース事業を、さきに実施した北海道苫前町にある風力発電所において、音、振動などの検証のため今回の研修計画となりました。

日時につきましては、令和5年10月4日水曜から10月6日までの2泊3日間で北海道に行ってまいりました。場所につきましては、新苫前ウィンビラ発電所——風力発電所でございます——及び新桂沢発電所、これは水力発電所でございます。研修の参加者につきましては、産業教育委員4名と議長及び事務局のほうで、6名で行ってまいりました。研修の内容につきましては、ただいまの風力発電の発電事業リプレース後の環境変化の確認及び西原村における水力発電事業の可能性について研修してまいりました。

風力発電については、西原村では1基の発電能力は1,750kwというのが今10基ありましたが、リプレースにより、1基当たり4,300kwの4基を計画しており、1基当たりの発電能力は2.5倍近く的能力を擁しております。ハブ高が——羽根の高さです——1.5倍のローターで計2倍の大きさになり、かなり大きくなっているということで、当然ながら、風力発電における環境、騒音などの問題が懸念され、心配しているところでありました。

今回の研修については、同程度の発電能力から同機種へのリプレースによる環境、騒音の影響などを確認すべき事項を行うための目的でありましたので、行ってまいりましたけれども、あいにくの、視察時の天候が雨だったため、風力発電の稼働は行われておりましたが、傘を差す状況で風力のロータ

一の回転する音を、風を切る音よりも傘に響く雨の音のほうが大きく感じられ、風力の回転する音のほうはそう気にはなっておりませんでした。

風車の羽根の先端の風を切る音によるものであり、羽根の先端は新たな技術が施され、また、従来の風車の羽根の先端回転速度と、今回予定されている風車の羽根の先端の回転速度がほぼ変わらないということで、騒音については、実際地元にありましたんですけども、私が記憶している状況とほとんど変わらない状況であったと認識しております。

景観的には、西原村の場合は10基ありましたですけども、今回は4基と減るものの、規模的には1基の規模が倍近く感じられるので、迫力ある風車と思え、一段と遠くから見守ることができるような風車ではないかというふうに思っております。風車は、リプレース後も西原村の景観を損なわないようなモニュメントであってほしいと個人的には感じております。

水力発電については、大切畑ダムの水量や滝川の水域落差等を利用して、西原村内の河川地域における小水力発電の可能性があるのか研修してまいりました。視察してまいりました水力発電所は、規模、発電能力としては、1基当たりで当村の風力10基分と変わらない程度の大きさでありまして、小発電能力の水力じゃございませんでしたけれども、当村においての水力発電については、水量及び落差が不足すると思われました。

小水力発電能力の機能は、水利権等の確保ができれば個人的な事業として模索できるのではなかろうかというふうに思っています。

以上、産業教育委員の研修の報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようですから、これで委員会報告を終わります。

日程第15、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いいたします。

4番、堀田君。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

組合議会報告2件行います。

まず、令和5年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、令和5年11月2日に熊本県市町村自治会館において開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議第13号から第19号までの議案が上程され、報告1件と7つ

の議案が審議されました。

主な事項については、議第14号の令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出の決算認定では、歳入総額2億5,402万1,409円、歳出総額2億4,440万5,748円、歳入歳出差引残額961万5,661円、うち基金繰入金0円。議第15号の令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定では、歳入総額3,052億9,332万5,235円、歳出総額2,948億1,711万7,389円、歳入歳出差引残額104億7,620万7,846円、うち基金繰入金0円というものでしたが、全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上、熊本県後期高齢者医療広域連合組合定例会の報告を終わります。

続きまして、令和5年第1回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合臨時会が令和5年11月6日に開催されました。

議案につきましては、嘉島町選出議員の鍋田議員、現嘉島町長であります。10月16日付で辞職されました。それに伴いまして、当組合議長は慣例により嘉島町からということであり、議長不在により選挙が行われ、嘉島町の森下議員が議長に当選されました。

議案としては、議案第11号で財産の取得について審議されました。内容は、今後、上益城5町によります一般廃棄物処理施設が本格稼働するまで熊本市に処理委託をしなければなりません。熊本市の処理場の渋滞を防ぐため、一旦現益城のクリーンセンターに集めて、それを集約して運ぶ車両の購入であります。車両は4tアームロール車1台、取得金額950万6,476円というものでしたが、全員賛成により可決しました。

以上で、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合臨時会報告を終わります。以上です。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりました。何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席にお帰りください。

ほかに報告ございませんか。

8番議員、上野君。

（8番議員 上野正博君 登壇 報告）

○8番議員（上野正博君）令和5年第3回阿蘇広域行政事務組合議会定例会報告を行います。

阿蘇広域行政事務組合議会定例会が10月26日に開かれました。

冒頭に、消防職員の副業による不祥事で懲戒免職ということが起きまして、謝罪がありました。

主な議案は、令和4年度阿蘇広域組合議会一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入で収入済額33億2,532万9,182円、歳出で支出済額32億6,607万

8,934円です。歳入歳出差引残額5,925万248円となっています。

特別会計。

特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計歳入歳出決算、歳入、収入済額3億1,123万4,882円、歳出、支出済額3億189万9,475円です。歳入歳出差引残額933万5,407円。入居者数が80名で、本村から1名入居されております。86.3%のサービス収入で運営しております。

次に、西原村が関係している養護老人ホーム湯の里荘特別会計歳入歳出決算について、歳入、収入済額1億8,289万3,220円です。歳出、支出済額1億7,416万6,177円、歳入歳出差引残額872万7,043円。入居者数は50名で、50名中本村から6名となっています。

西原村の負担額は、一般会計、し尿処理施設関係で4,860万1,000円、特別会計、湯の里荘で2,087万5,000円、合計の6,947万6,000円となっています。

一般質問では、1名の議員が広域消防職員不足と消防組織に関する件について質問されました。

また、請願書が提出され、内容は、家庭ごみ袋の件で、指定ごみ袋代金の中に収集運搬手数料が含まれているので、自らごみを運搬する者に対して、指定ごみ袋の使用義務の撤廃を求める請願でありまして、これは反対多数で否決されました。

最後に、全員協議会がありました。し尿くみ取り料金の改定について、阿蘇広域に関する6業者より値上げの陳情書が提出されて、本村が関係している大阿蘇清掃社からは、10当たり11円から13円に申請があり、次回の定例会で審議されると思います。以上です。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席にお帰りください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようですので、これで組合議会等報告を終わります。日程第16、委員会の閉会中の継続調査申出についてです。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長堀田直孝君、産業教育常任委員会委員長高本孝嗣君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和5年第4回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさんでした。

午後 3時05分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

7 番議員 西 口 義 充

8 番議員 上 野 正 博